

第二期

御殿場市 子ども・子育て支援事業計画



御殿場市 保育幼稚園課
令和2年3月

はじめに

慣れ親しんだ「平成」が昨年4月で幕を閉じ、新たに「令和」の時代がスタートするという歴史の大きな転換期を迎えた中であって、日本の社会は急速な少子高齢化という大変深刻な問題に直面しております。

加えて、近年の核家族化や共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化していますが、そのような社会情勢にあっても、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長するという社会共通の願いを実現していくことが重要であり、そのために、今までどおり、雄大な富士山のようにしっかりと地に足をつけていくのはもちろんのこと、新たな時代にも柔軟に対応していくことが必要です。

このような中、御殿場市では、平成27年度から5年間を計画期間とする「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」により、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、地域の子育て支援の量的拡充や質の向上を進めてまいりました。

計画期間の満了に伴いまして、このたび策定した「第二期子ども・子育て支援事業計画」では、これまで実施してきた事業を引き継いでいくとともに、子どもが等しく、心身ともに健やかに育つよう、本計画により、教育・保育、地域の子育て支援の拡充や、質の向上に向けた取組を積極的に推進していくことになります。

今後は、「真の子育て支援日本一のまち」の実現のために、民間活力の導入も視野に子育て支援につながる新たな施策を展開し、子育てしやすい環境をより一層充実させてまいりますとともに、国、県をはじめ、地域、関係団体の皆様と連携を図りながら、官民一体となって本計画の着実な実施に努め、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり「御殿場市子ども・子育て会議」の委員の皆様のご尽力に深く感謝しますとともに、広く御意見をいただきました市民の皆様、教育・保育事業に携わる皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年 3月

御殿場市長



若林 洋平

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境	3
1 人口及び世帯の状況	3
2 産業と就労状況	7
3 子育て支援に関する状況	9
4 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる 教育・保育事業等に対するニーズ	14
第3章 計画の基本的考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画における基本的な視点	34
3 教育・保育提供区域の設定	35
4 将来の子どもの数の推計	40
第4章 計画の内容	41
1 教育・保育	41
2 地域子ども・子育て支援事業	55
3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	78
4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	79
5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	79
6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	80
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	85
第5章 計画推進の方策	87
1 計画の推進体制	87
2 計画の進捗管理と評価	88
資料	89
教育・保育施設、地域型保育事業一覧	89
御殿場市子ども・子育て会議設置条例	90
御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会設置規程	91
御殿場市子ども・子育て会議委員名簿	92
計画の策定経過	94
用語の解説	95

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

我が国の急速な少子高齢化の進行により、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会環境への影響が懸念されています。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化しています。

そのため、こうした環境の変化を踏まえた上で、より良い親子関係の形成による子どものより良い育ちを実現するために、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことが重要です。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」をスタートさせました。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における養育支援などを総合的に推進することを目指しています。

御殿場市においては、新制度の下で、平成27年度から「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を推進しています。

御殿場市では計画に基づき、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意しつつ、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図っています。

このたび、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和2年度を始期とする「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き一人一人の子どもの健やかな育ちと子育て家庭を社会全体で支援する社会の実現を目指していきます。



2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき基本指針に即して策定する法定計画です。
- 本計画を、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」の分野別計画の関連計画として位置付けるとともに、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」で継続している事業の一部について、引き続き事業を実施していきます。
- 本計画では、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」や「御殿場市地域福祉計画」をはじめ、他の関連する計画との調和を図りつつ、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化などの、子どもと子育てを取り巻く様々な分野や社会情勢に関連する施策との総合的かつ一体的な推進を図っていきます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

- 「子ども・子育て支援法」では、5年を一期として計画を定めるものとしていることから、本計画は、令和2年度（西暦2020年）から令和6年度（西暦2024年）までの5年間で計画の期間とします。
- 計画の期間中は事業の進捗状況を管理するとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年でない場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

【計画の期間】

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
御殿場市子ども・子育て支援事業計画				第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画					

第2章

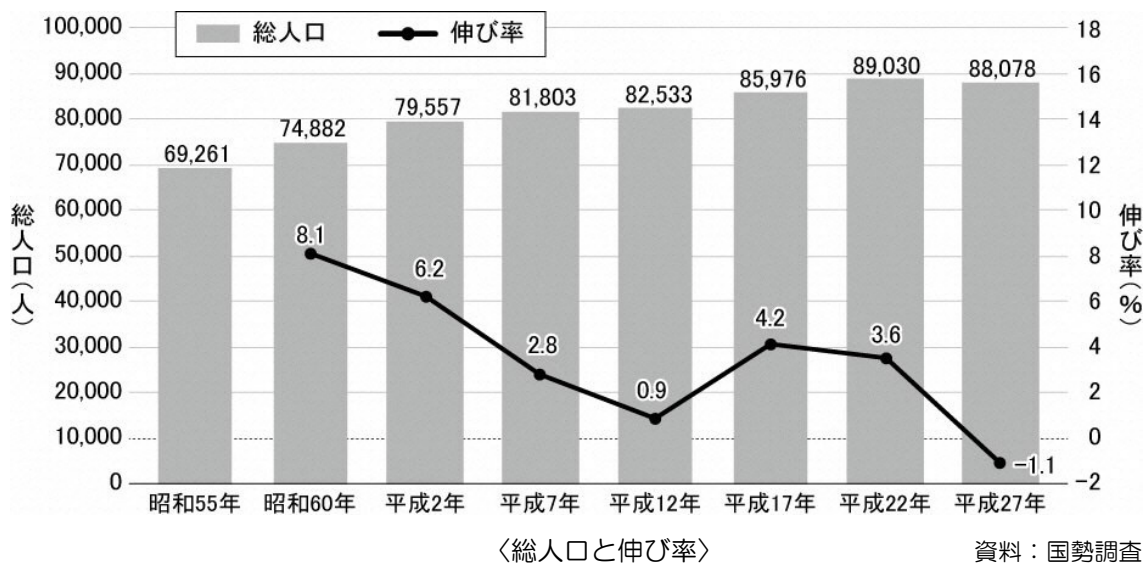
御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

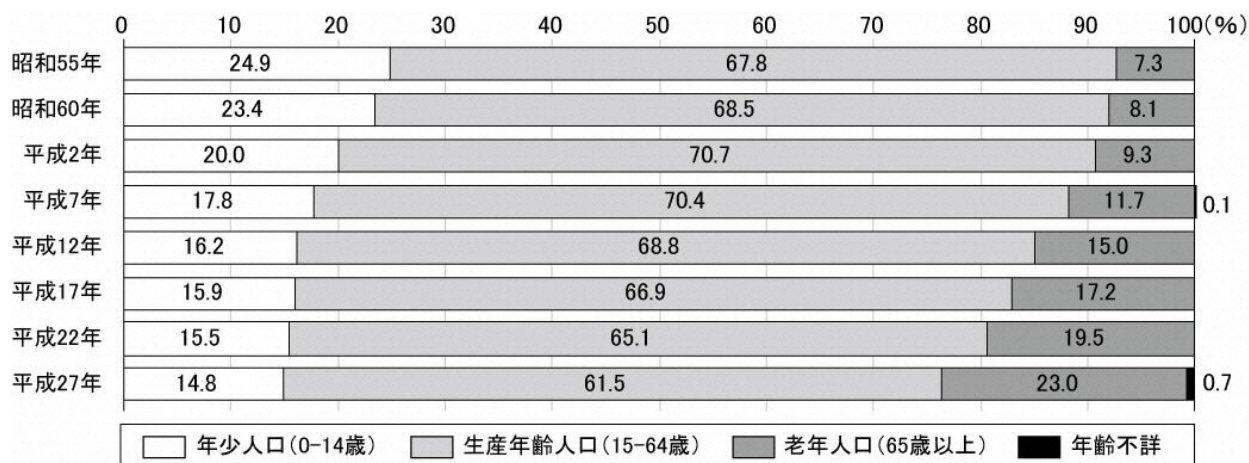
1 人口及び世帯の状況

(1) 人口

- 国勢調査による人口は平成27年に減少を示し、平成22年と比較して952人減少しています。また、人口の伸び率は、平成17年、22年にやや増加傾向を示していましたが、平成27年は-1.1%となっています。



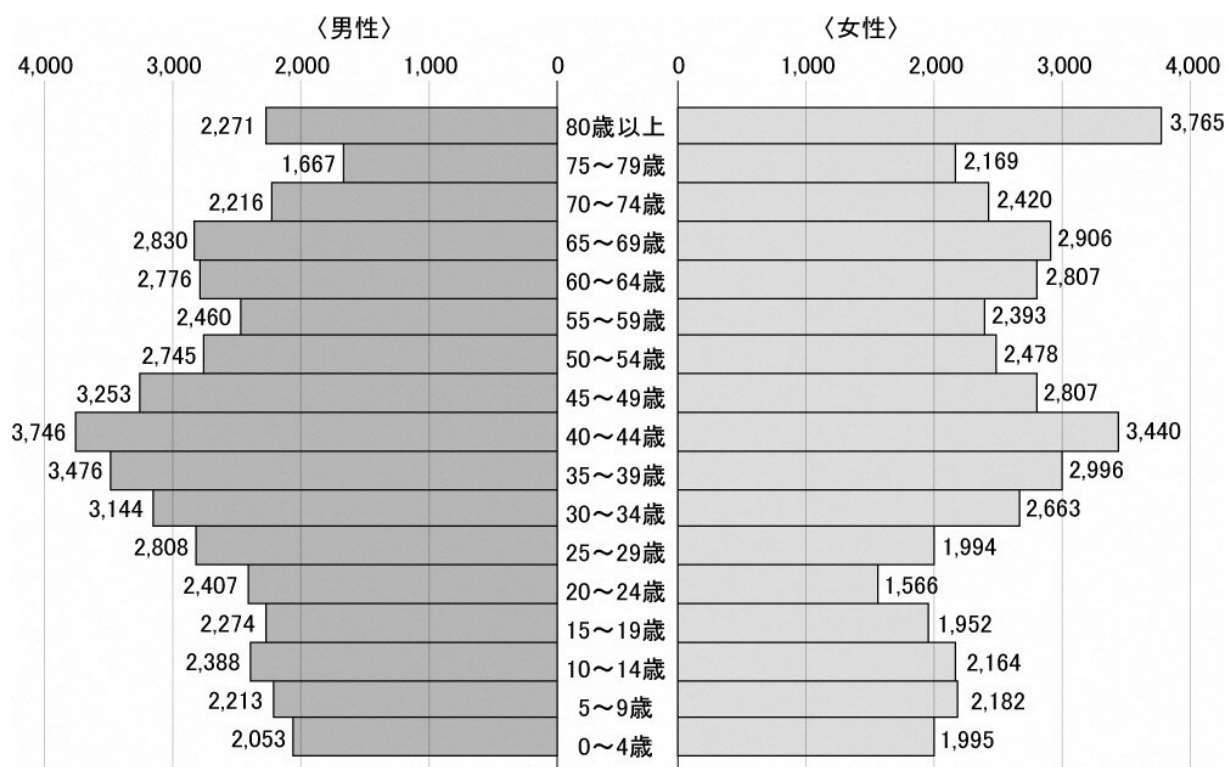
- 年齢3区分別の人口構成比率は、0～14歳の年少人口比率と15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向にあり、65歳以上の老年人口比率は年々上昇しています。
- 昭和55年と比較して、平成27年の年少人口比率は約6割に低下、逆に老年人口比率は約3.2倍となっており、少子高齢化が進んでいるといえます。



〈年齢3区分別人口構成比率〉

資料：国勢調査

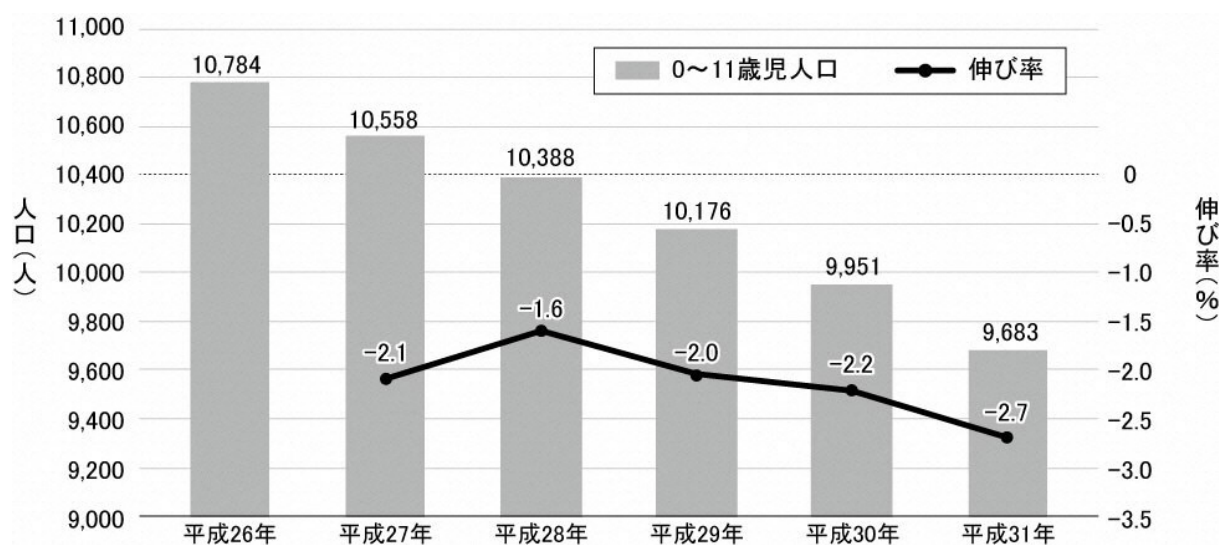
- 5歳階級別の人口構成は、男女ともに 35～49 歳、60～69 歳の構成数が多く、女性の 20～24 歳で構成数が少なくなっています。また、80 歳以上の女性は男性の約 1.7 倍になっており、人口ピラミッドの形としては、変形つぼ型となっています。



〈人口ピラミッド〉

資料：国勢調査（平成 27 年）

- 小学校6年生までの児童（0～11 歳児）の人口の推移をみると、平成 26 年から減少傾向であり、平成 31 年は 9,683 人となっています。平成 26 年と比較すると 1,101 人の減少となっています。

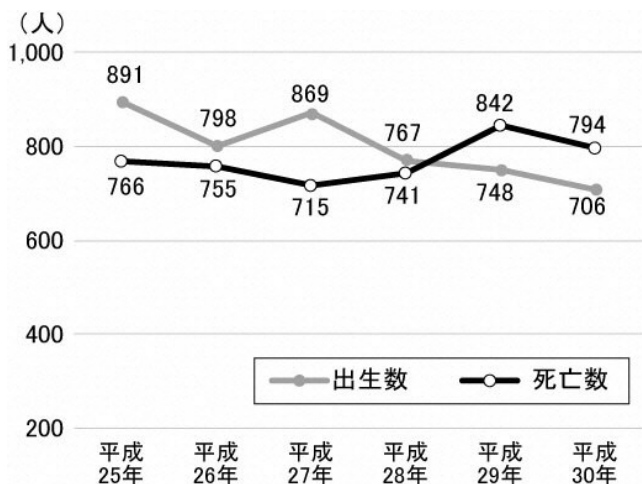


〈0～11 歳児人口と伸び率〉

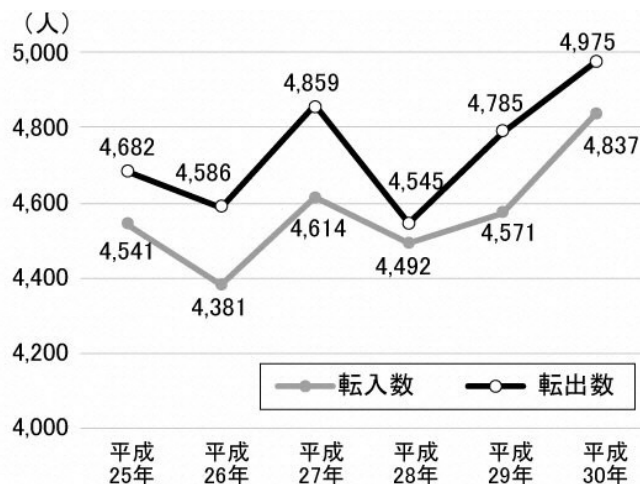
資料：住民基本台帳

(2) 人口動態

- 本市のここ6年間の出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成25年以降増減を繰り返しながら全体として減少傾向を示し、平成30年は706人となっています。死亡数は平成25年以前からほぼ横ばいでしたが平成29年に大きく増加し、平成30年には794人となり、出生数を88人上回っています。
- 転入数は増減を繰り返してはいるものの、平成30年は4,837人と平成25年と比較して296人増加しています。転出数も増減を繰り返しており、平成30年は4,975人と平成25年と比較して293人増加しています。



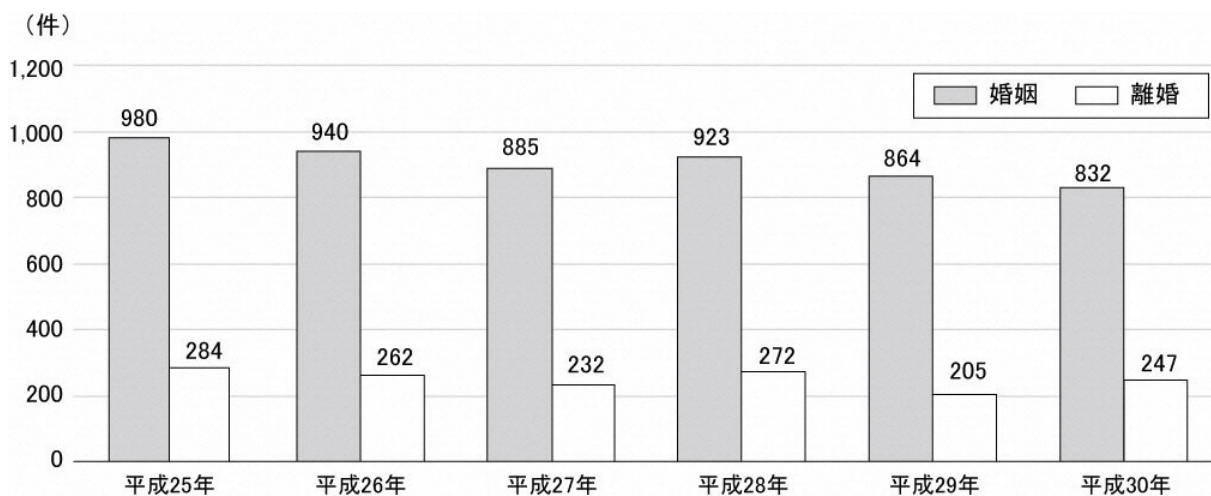
〈出生数と死亡数〉



〈転入数と転出数〉

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

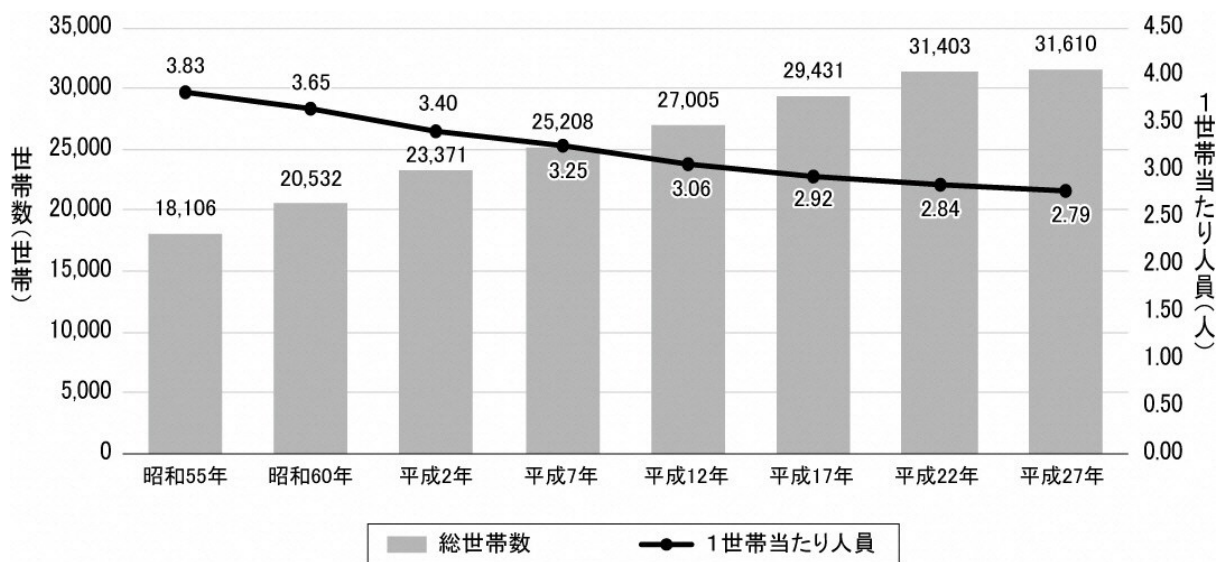
- 婚姻・離婚件数については、平成25年以降増減を繰り返しているものの、平成30年は婚姻件数832件、離婚件数247件となっており、平成25年と比較してそれぞれ148件、37件減少しています。



〈婚姻・離婚件数〉 資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

(3) 世帯構造

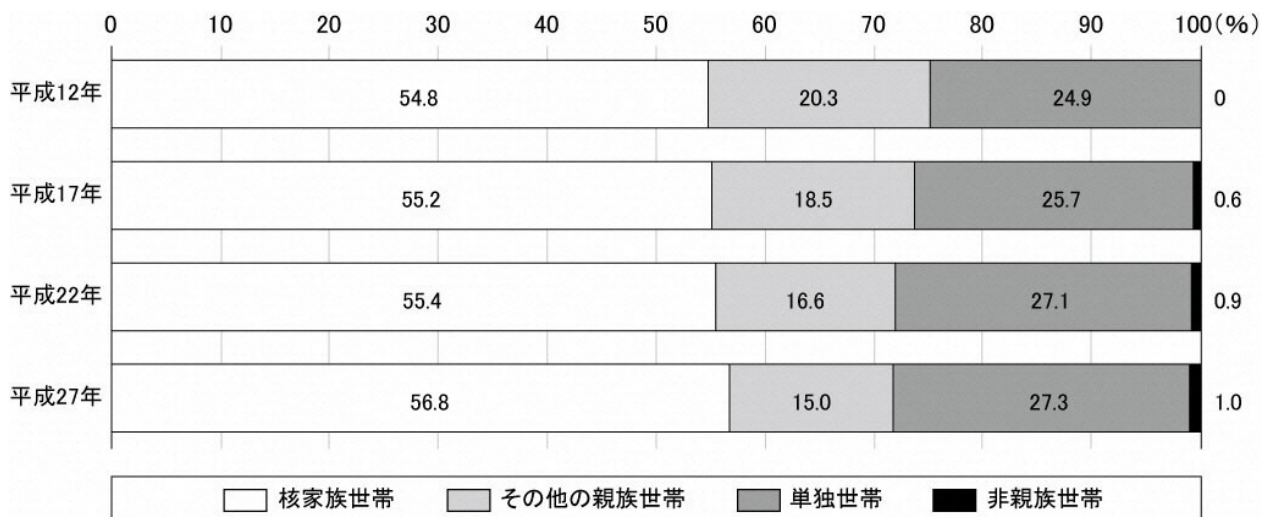
- 国勢調査にみる、本市の総世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員は減少しており、平成17年以降は3人を下回っています。
- 平成27年では、世帯数31,610世帯、1世帯当たりの人員2.79人となっています。



〈総世帯数と1世帯当たりの人員〉

資料：国勢調査

- 世帯構成比率をみると、核家族世帯と単独世帯、非親族世帯の割合が増加し、その他の親族世帯の割合が減少しています。



〈世帯構成比率〉

資料：国勢調査

2 産業と就労状況

(1) 就業人口

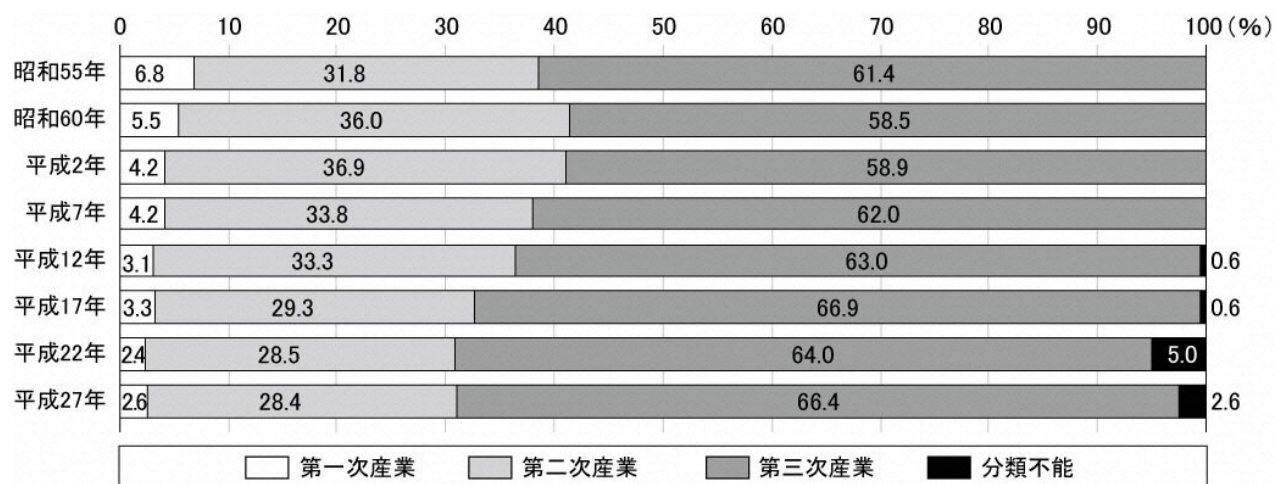
- 国勢調査にみる本市全体の就業人口は減少していますが、その中でも女性の就業人口は微増しています。
- 40歳～54歳と60歳以上の就業人口は、男女ともに平成22年に比べて増加しています。とりわけ40～44歳の女性の就業人口の増加と65歳以上の就業人口の増加が顕著となっています。

〈年齢階層別就業状況〉

	平成22年			平成27年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
総数	48,665	29,327	19,338	47,921	28,558	19,363
15～19歳	788	483	305	734	484	250
20～24歳	3,481	2,195	1,286	3,182	2,054	1,128
25～29歳	4,862	3,091	1,771	4,179	2,664	1,515
30～34歳	5,583	3,557	2,026	4,797	3,007	1,790
35～39歳	6,371	3,967	2,404	5,488	3,343	2,145
40～44歳	5,608	3,353	2,255	6,264	3,575	2,689
45～49歳	4,892	2,832	2,060	5,383	3,116	2,267
50～54歳	4,316	2,423	1,893	4,613	2,620	1,993
55～59歳	4,459	2,644	2,015	4,054	2,297	1,757
60～64歳	3,872	2,265	1,607	4,014	2,327	1,687
65歳以上	4,233	2,517	1,716	5,213	3,071	2,142

資料：国勢調査

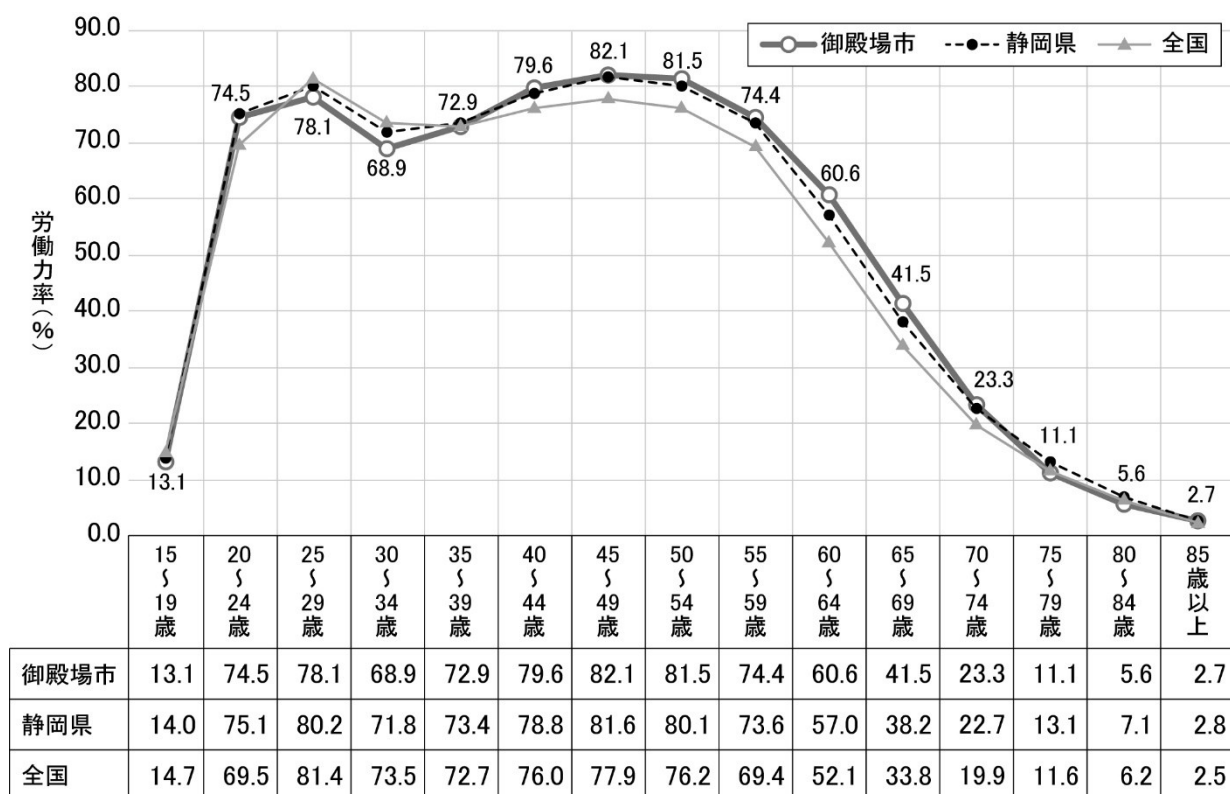
- 本市の産業別就業人口比率の推移をみると、第三次産業の割合が増加しており、平成17年以降は約3分の2を占めています。



〈産業別就業人口比率〉

資料：国勢調査

- 平成 27 年の国勢調査における女性の労働力率をみると、結婚、出産、育児のため一度就業を退き（30～39 歳）、子育てが一段落したところに再び就業する（40 歳以降）という、いわゆる「M 字曲線」がはっきりと見られます。しかし就業を退く期間は、平成 22 年の国勢調査における 25～39 歳の期間と比較して、短くなっています。
- 特に、40 歳以降の労働力率は全国や静岡県の値と比較して高くなっており、本市では女性の就業が進んでいるといえます。
- M 字曲線の谷部分について、平成 22 年には 15.5 ポイントの差があったものの、平成 27 年には 13.2 ポイントに低下しており、結婚、出産、育児の中でも就業を継続する女性も増えてきているといえます。



〈女性の年齢別労働力率〉

資料：国勢調査（平成 27 年）

3 子育て支援に関する状況

(1) 教育・保育施設

- 本市の保育所は、令和元年度5月時点で公立保育所は8か所、私立保育所は8か所あり、入所率は公立で91.3%、私立で102.3%となっています。公立の入所率が横ばいかやや減少傾向を示しているのに対し、私立の入所率は増加傾向を示しています。
- 認定こども園は、令和元年度5月時点で公立、私立ともに1か所ずつあり、入所率は公立で80.0%、私立で98.2%となっています。
- 幼稚園は、令和元年度5月時点で公立幼稚園は8か所、私立幼稚園は2か所あります。公立の入所率は平成27年度より減少傾向を示しており、令和元年度5月時点では44.5%となっています。私立の入所率は79.2%です。

〈保育所の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない。）〉

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	保育所(か所)	8	8	8	8	8
	利用定員数(人)	868	853	848	848	848
	入所児童数(人)	800	826	817	791	774
	入所率(%)	92.2%	96.8%	96.3%	93.3%	91.3%
私立	保育所数(か所)	9	8	8	8	8
	利用定員数(人)	1,091	840	840	860	860
	入所児童数(人)	1,074	830	853	873	880
	入所率(%)	98.4%	98.8%	101.5%	101.5%	102.3%

〈認定こども園の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない。）〉

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	認定こども園数(か所)	1	1	1	1	1
	利用定員数※(人)	110	110	110	110	110
	入所児童数※(人)	86	95	91	91	88
	入所率(%)	78.2%	86.4%	82.7%	82.7%	80.0%
私立	認定こども園(か所)	0	1	1	1	1
	利用定員数※(人)	0	332	332	332	332
	入所児童数※(人)	0	254	294	322	326
	入所率(%)	-	76.5%	88.6%	97.0%	98.2%

※1号認定から3号認定までの合計。

〈幼稚園の利用児童数及び入所率〉

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新制度移行施設	公立	幼稚園数(か所)	8	8	8	8	8
		利用定員数(人)	1350	1375	1375	1375	1375
		在園児童数(人)	931	867	756	654	612
		在園率(%)	69.0%	63.1%	55.0%	47.6%	44.5%
	私立	幼稚園数(か所)	0	0	0	0	0
		利用定員数(人)	0	0	0	0	0
		在園児童数(人)	0	0	0	0	0
		在園率(%)	-	-	-	-	-
私学助成	私立	幼稚園数(か所)	2	2	2	2	2
		定員数(人)	500	500	500	500	500
		在園児童数(人)	369	367	391	396	396
		在園率(%)	73.8%	73.4%	78.2%	79.2%	79.2%

資料：保育幼稚園課 各年度5月1日現在

(2) 地域型保育事業

- 本市の地域型保育事業は、小規模保育事業と事業所内保育事業が行われています。
- 令和元年度 5 月時点で、小規模保育事業所は 3 か所あり、入所率は 83.9%となっています。一方、事業所内保育事業所は 1 か所あり、入所率は 60.0%（地域枠 75.0%、従業員枠 54.5%）となっています。

〈地域型保育事業所の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない。）〉

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小規模保育事業(か所)	2	2	2	2	3
利用定員数(人)	37	37	37	37	56
入所児童数(人)	20	25	31	35	47
入所率(%)	54.1%	67.6%	83.8%	94.6%	83.9%
事業所内保育事業(か所)	1	1	1	1	1
利用定員数(人)	従業員枠	8	11	11	11
	地域枠	4	4	4	4
入所児童数(人)	従業員枠	1	7	3	5
	地域枠	0	1	4	4
入所率(%)	8.3%	53.3%	46.7%	60.0%	60.0%

資料：保育幼稚園課 各年度 5 月 1 日現在

(3) その他の保育サービス

- その他の保育サービスとして、ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターについてみると、委託会員、受託会員、委受託会員いずれも会員数は増加傾向にあります。
- 利用件数に増減はありますが、年間約 5,000 件程度で推移しています。

〈ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターの状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委託会員(依頼会員)(人)	512	544	612	604	636
受託会員(提供会員)(人)	136	145	148	156	160
委受託会員(両方会員)(人)	181	188	195	197	193
利用件数(件)	2,532	4,948	6,009	4,947	5,764

資料：主要施策報告 各年度 5 月 1 日現在

(4) 小学校

- 小学校数は、令和元年度 5 月時点で 11 校（分校含む。）となっています。児童数は、年度・学年による増減はありますが、全体として合計人数は減少しています。

〈小学校数・小学校児童数〉

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校数(校)(分校含む)	11	11	11	11	11
1 年生(人)	909	872	838	825	783
2 年生(人)	927	902	859	824	814
3 年生(人)	867	918	900	854	821
4 年生(人)	882	857	907	881	849
5 年生(人)	871	873	845	897	874
6 年生(人)	901	868	862	829	880
合計	5,357	5,290	5,211	5,110	5,021

資料：学校教育課 各年度 5 月 1 日現在

(5) 放課後児童クラブ、放課後こども教室

- 放課後児童クラブのクラブ数は年々増加しており、令和元年度5月時点で、公立児童クラブ数は20か所、民間児童クラブ数は8か所あります。
- 定員数も増加しており、令和元年度5月時点で、公立児童クラブは定員891人（平成27年度比1.1倍）、民間児童クラブは定員397人（平成27年度比5.3倍）となっています。

〈放課後児童クラブの在籍児童数及び利用率〉

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	児童クラブ数(か所)	19	20	19	20	20
	定員数(人)	791	811	772	891	891
	在籍児童低学年(人)	687	723	755	772	720
	在籍児童高学年(人)	58	83	127	103	74
	在籍児童合計(人)	745	806	882	875	794
	利用率(%)	94.2%	99.4%	114.2%	98.2%	89.1%
民間	児童クラブ数(か所)	2	3	3	4	8
	定員数(人)	75	115	115	180	397
	在籍児童高学年(人)	63	102	109	113	189
	在籍児童低学年(人)	9	17	15	15	47
	在籍児童合計(人)	72	119	124	128	236
	利用率(%)	96.0%	103.5%	107.8%	71.1%	59.4%

資料：子育て支援課 各年度5月1日現在

- 放課後こども教室は、令和元年度5月時点で、市内10校区中8校区で開校しています。約4割が放課後児童クラブと一体型の教室となっています。

〈放課後こども教室数〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
こども教室開校数(校区)	8	8	8	8	8
放課後児童クラブと一体型の教室数(人)	3	3	3	3	3

資料：社会教育課 各年度5月1日現在

(6) 母子保健事業等

- 母子手帳の交付件数は、平成26年度以降減少傾向となっており、平成30年度は709件となっています。同様に、プレママ学級（妊婦教室）の参加者数も減少傾向であり、平成30年度は延べ120人となっています。
- 乳幼児健康診査・相談事業に関しては、毎年度いずれの健診においても受診率は概ね高い値を維持しています。

〈母子手帳の交付件数〉

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳の交付(件)	886	823	804	719	709

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

〈プレママ学級（妊婦教室）の参加者数〉

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数(実)(人)	96	92	84	72	75
参加者数(延)(人)	167	170	155	131	120

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

〈乳幼児健康診査・相談事業の状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
6 か月児健康診査					
受診者(人)	799	785	795	752	695
受診率(%)	96.8	94.6	97.1	95.8	97.7
1 歳 6 か月児健康診査					
受診者(人)	855	786	805	779	780
受診率(%)	97.8	94.9	97.8	100	99.2
2 歳児健康相談					
受診者(人)	532	522	509	471	461
受診率(%)	63.0	59.8	63.4	57.2	60.3
3 歳児健康診査					
受診者(人)	842	845	824	790	800
受診率(%)	95.2	95.5	98.0	99.1	98.6
離乳食と乳歯の話					
実施回数(回)	24	24	24	24	24
参加者数(人)	756	741	748	704	661
乳幼児健康相談					
実施回数(回)	12	12	12	12	12
相談者数(延)(人)	1,362	1,086	1,154	1,263	889

資料：主要施策報告書 各年度 3 月 31 日現在

〈育児支援事業の状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
両親学級					
実施回数(回)	6	6	6	6	6
参加者数(人)	194	200	175	182	196
赤ちゃんセミナー・離乳食講習会					
実施回数(回)	24	24	24	24	23
参加者数(人)	530	514	479	466	426
幼児事後指導					
実施回数(回)	12	12	12	12	12
参加者数(実)(人)	37	30	43	48	27
パクパク教室					
実施回数(回)	12	12	11	11	11
参加者数(組)	113	45	42	48	36

資料：主要施策報告書 各年度 3 月 31 日現在

〈訪問指導の状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児訪問(件)	735	806	714	686	677
未熟児訪問(件)	26	28	25	29	19
乳幼児訪問(件)	69	57	90	94	79

資料：主要施策報告書 各年度 3 月 31 日現在

〈食育推進事業の状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
おやこ食育教室					
実施回数(回)	1	1	1	1	1
参加者数(人)	親 13 子 21	親 13 子 16	親 11 子 17	親 11 子 17	親 10 子 11

資料：主要施策報告書 各年度 3 月 31 日現在

(7) その他

- 家庭児童相談の合計件数は、平成 26 年度より減少傾向であり、平成 30 年度には 1,576 件となっています。特に、非行や虐待についての相談件数が減少しています。

〈家庭児童相談 相談件数の推移〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
性格・生活習慣等(件)	20	13	27	16	19
知能・言語(件)	2	44	1	13	17
学校生活(件)	274	253	239	296	217
非行(件)	164	28	26	41	39
虐待(件)	708	316	156	131	262
家族関係(件)	158	306	140	141	110
環境福祉(件)	545	598	739	535	783
心身障害(件)	141	100	223	142	60
その他(件)	17	116	130	135	69
合計	2,029	1,774	1,681	1,450	1,576

資料：主要施策報告書 各年度 3 月 31 日現在

〈発達相談センターの相談件数の推移〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数(件)			1,711	1,926	1,588

資料：主要施策報告書 各年度 3 月 31 日現在

〈民生委員児童委員の状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員児童委員による相談件数(件)	412	368	356	196	219
民生委員児童委員数(主任児童委員を含む)(件)	152	152	152	152	151
男性委員数(人)	63	63	69	68	66
女性委員数(人)	89	89	83	84	85

資料：社会福祉課 各年度 3 月 31 日現在

〈地域活動の実施状況〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ボーイスカウト					
団体数(団体)	6	6	6	5	5
人数(人)	193	176	166	149	138
ガールスカウト					
団体数(団体)	2	2	2	2	2
人数(人)	98	109	110	92	96
スポーツ少年団					
団体数(団体)	23	23	23	23	23
人数(人)	665	599	580	559	510
子育てサロン					
団体数(団体)	30	28	29	30	30

資料：社会教育課、市民スポーツ課、子育て支援課（子ども家庭センター） 各年度 4 月 1 日現在
（スポーツ少年団は各年度 8 月 31 日現在、子育てサロンは各年度 1 月 1 日現在）

4 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ

(1) 調査の概要

①目的

- 第二期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画で確保を図るべき教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出するため、小学生までの子どもの保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に調査を行いました。

②調査設計

	未就学児童	就学児童
調査対象	市内に在住（平成 30 年 9 月 30 日現在）する就学前の子どもの保護者	市内に在住（平成 30 年 9 月 30 日現在）する小学校就学児童の保護者
標本数	1,300 人	1,000 人
有効回収数	848 人	763 人
有効回収率	65.2%	76.3%
調査方法	郵送配布－郵送回収 施設配布－施設回収	施設配布－施設回収
調査期間	平成 30 年 11 月 5 日～11 月 30 日	

※有効回収数とは、回収数のうち無記入や拒否等の無効票数を除いた数

③調査回答者の子どもの年齢・学年

		合計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	無回答
未就学児童	対象者数(人)	1,300	198	215	219	219	215	234	-
	回答者数(人)	848	98	121	124	164	159	178	4
	構成比(%)	100.0	11.5	14.3	14.6	19.3	18.8	21.0	0.5
	回収率(%)	65.2	49.5	56.3	56.6	74.9	74.0	76.1	-
		合計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	無回答
就学児童	対象者数(人)	1,000	162	163	167	167	173	168	-
	回答者数(人)	763	127	132	134	131	131	108	-
	構成比(%)	100.0	16.6	17.3	17.6	17.2	17.2	14.2	-
	回収率(%)	76.3	78.4	81.0	80.2	78.4	75.7	64.3	-

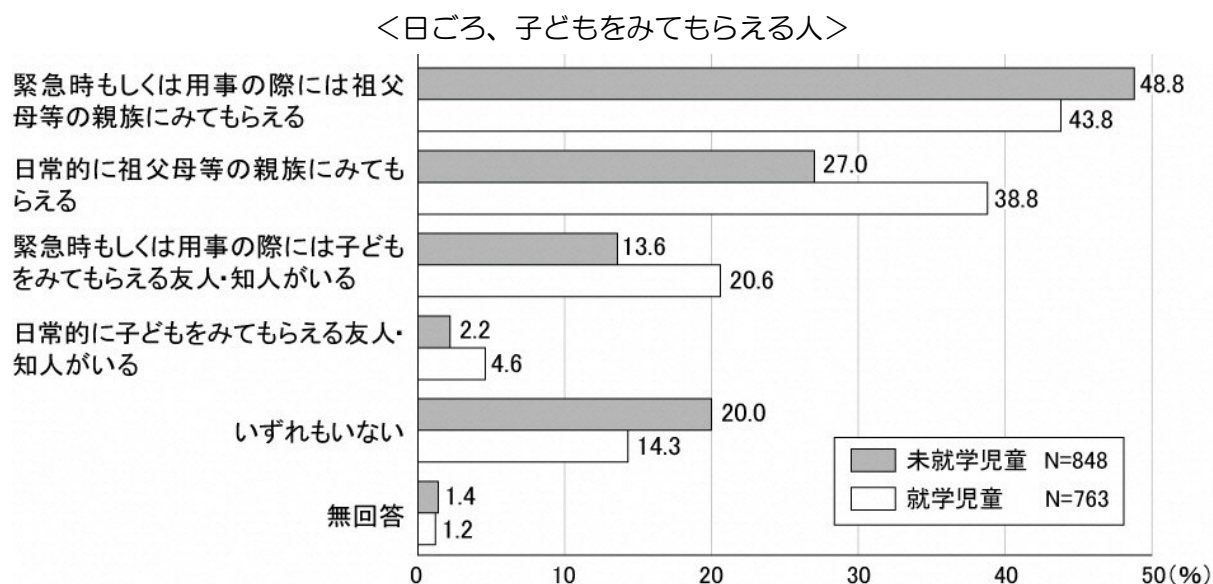
④調査結果の見方

- 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入したため、比率の数値の合計が 100.0% ちょうどにならない場合があります。
- 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると 100.0% を超えることがあります。
- グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表します。

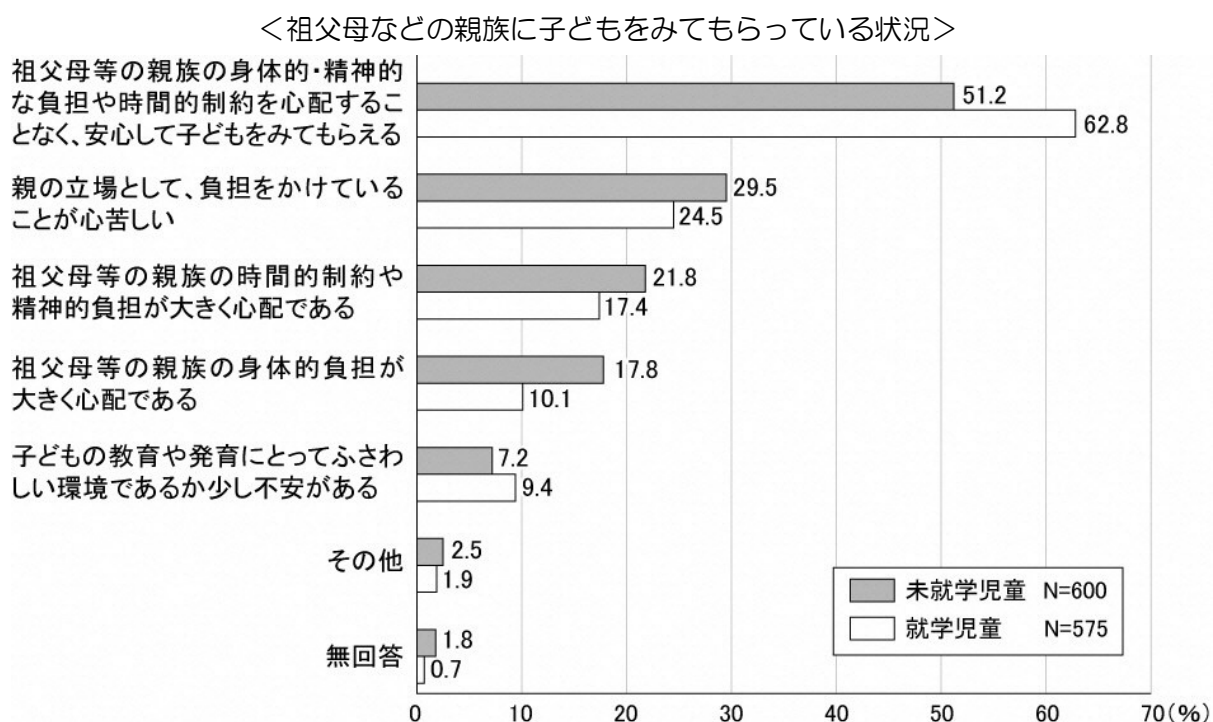
(2) 調査結果の概要

①日ごろ、子どもをみてもらえる人について

- 未就学児童、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く（未就学児童：48.8%、就学児童：43.8%）、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（未就学児童：27.0%、就学児童：38.8%）となっています。
- 未就学児童、就学児童ともに「いずれもない」は1～2割程度となっています（未就学児童：20.0%、就学児童：14.3%）。



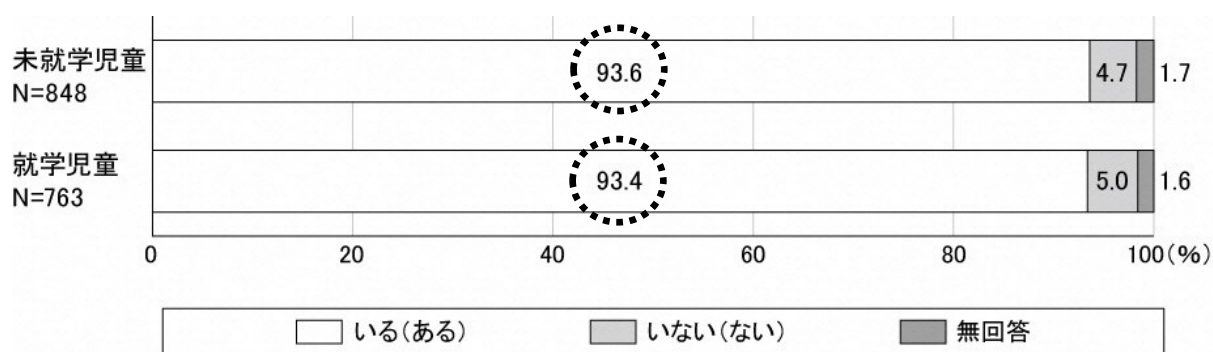
- 祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況について、未就学児童、就学児童ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多くなっています（未就学児童：51.2%、就学児童：62.8%）。



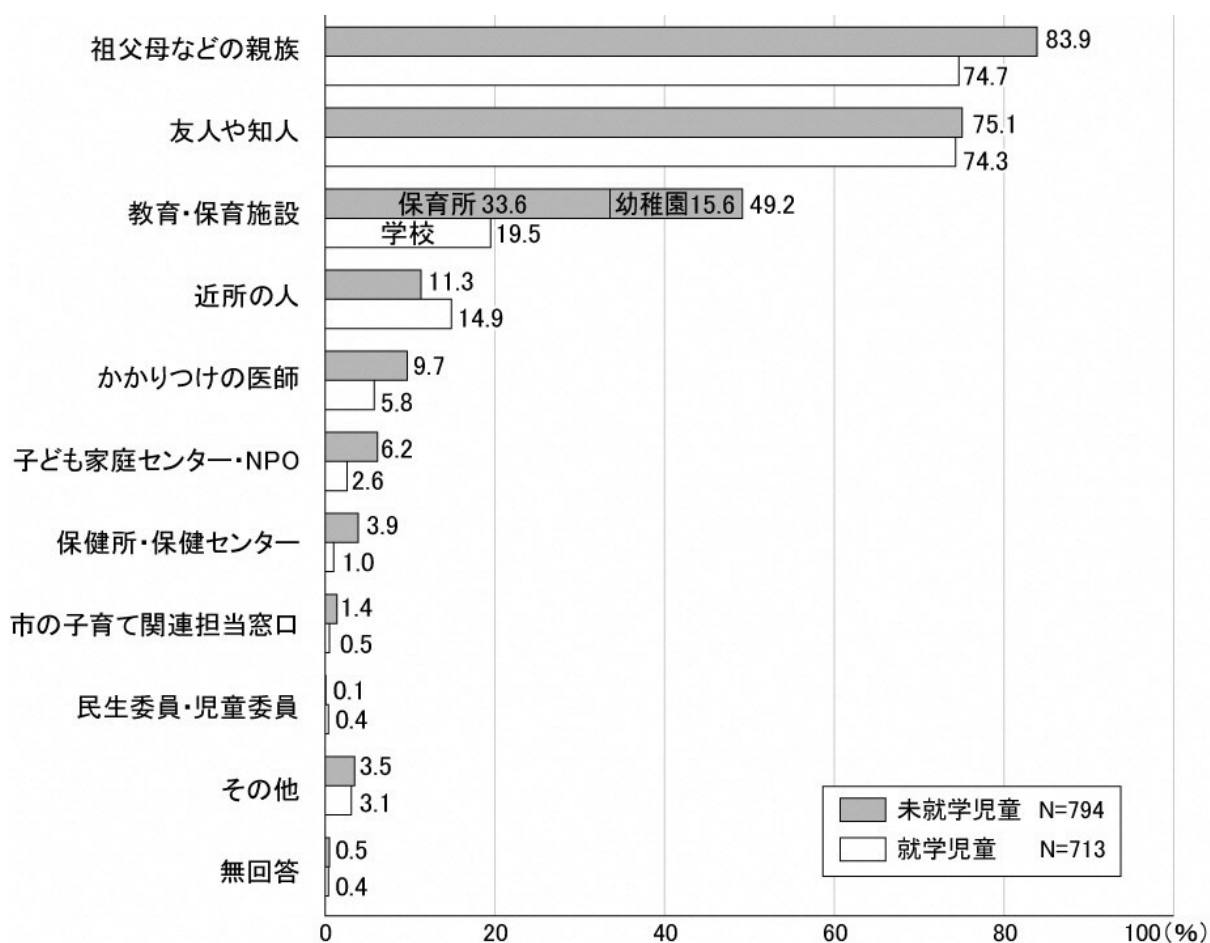
②子育てについて相談できる人（場所）について

- 未就学児童、就学児童ともに「いる／ある」は9割以上（未就学児童：93.6%、就学児童：93.4%）を占めています。
- 「いる／ある」と答えた人の相談先は、「祖父母などの親族」、「友人や知人」が多く、次いで「保育所」や「幼稚園」、「学校」などの教育・保育施設となっており、公的機関と答えた人は低い結果となっています。

＜子育てについて気軽に相談できる人（場所）の有無＞

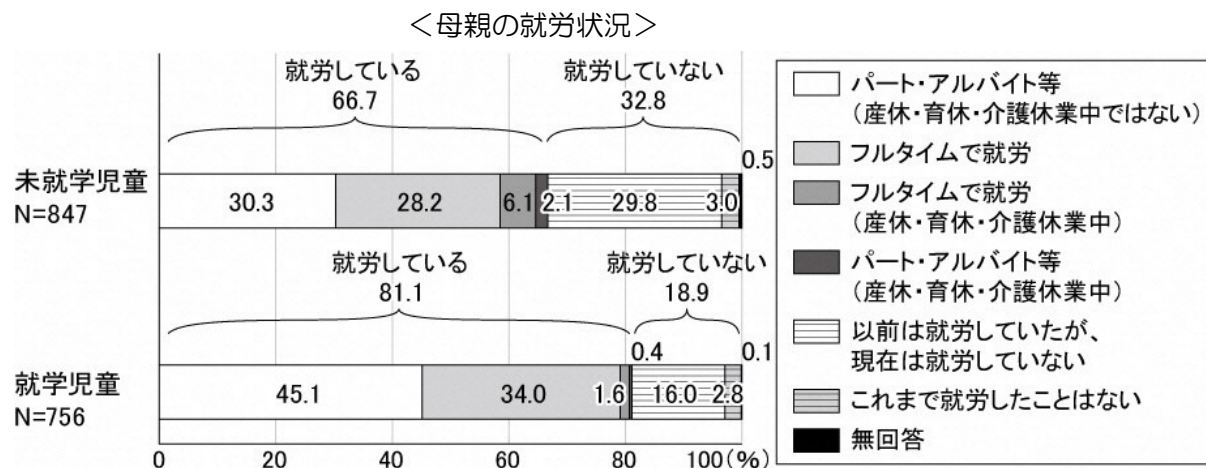


＜相談先＞

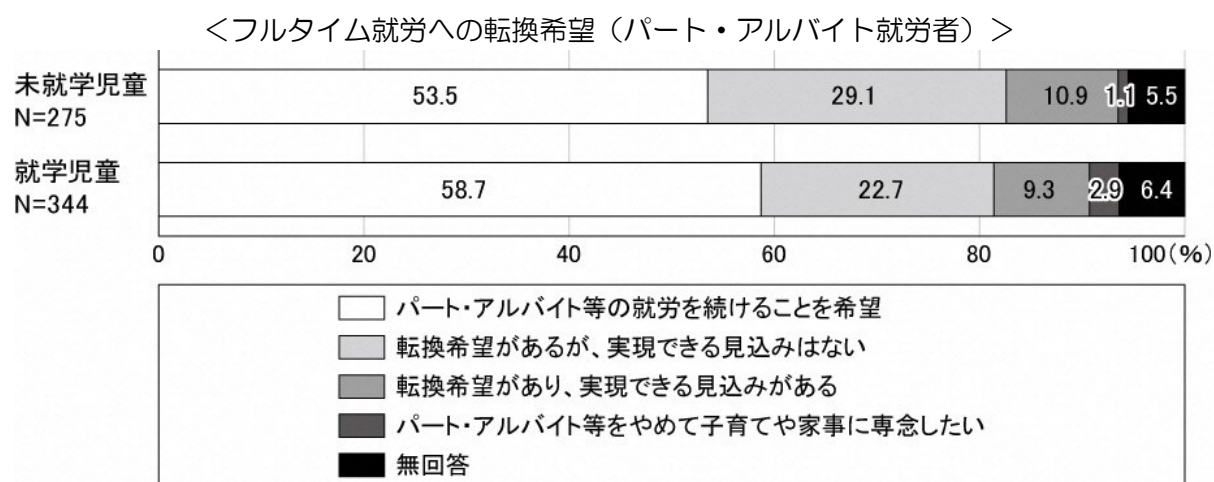


③母親の就労状況について

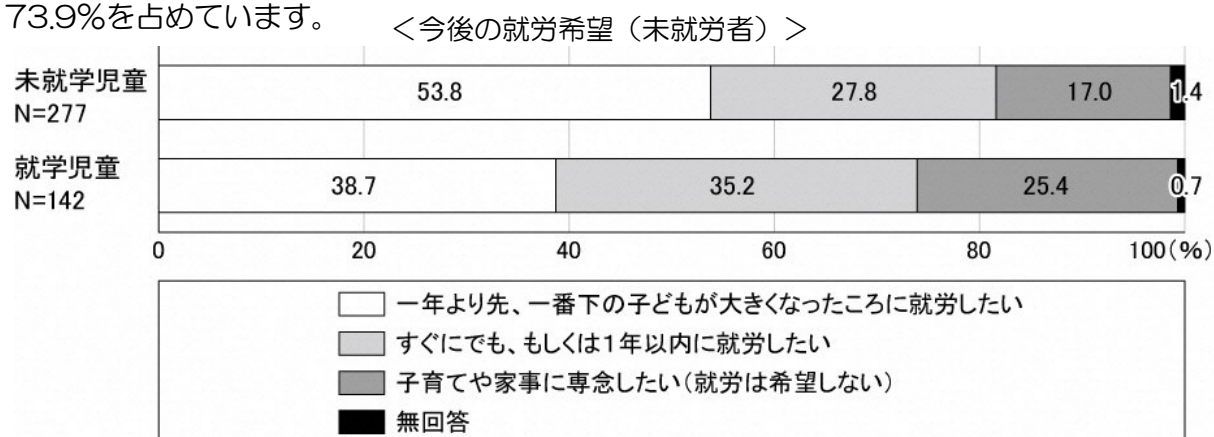
- 未就学児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も高い割合を占めています。
- 前回調査と比較して、産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している』割合は、未就学児童で49.8%→66.7%、就学児童で71.3%→81.1%と、いずれも増加しています。



- パート・アルバイト等で就労している人のフルタイム就労への転換希望について、未就学児童、就学児童ともに3割以上であり、未就学児童が就学児童をやや上回っています。

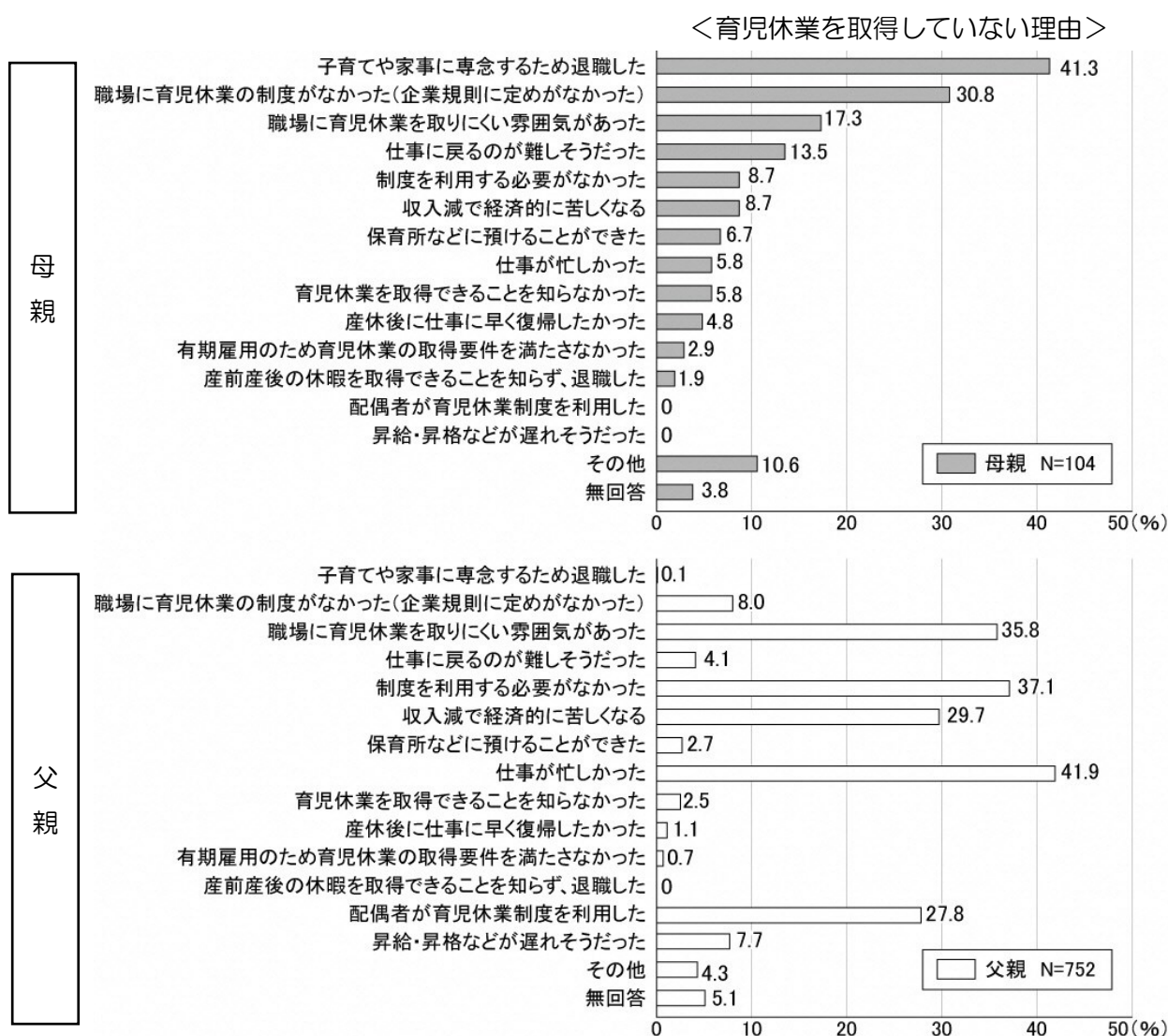
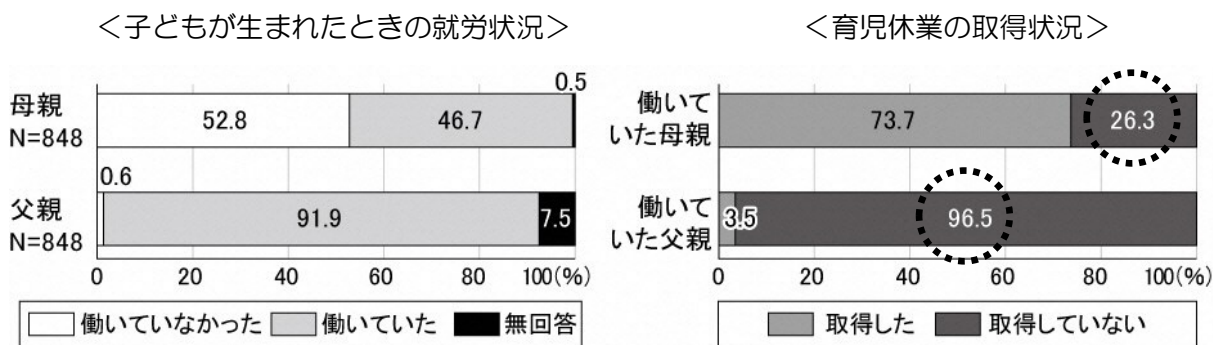


- 就労していない母親の今後の就労希望は、未就学児童で合計81.6%、就学児童で合計73.9%を占めています。



④育児休業の取得状況

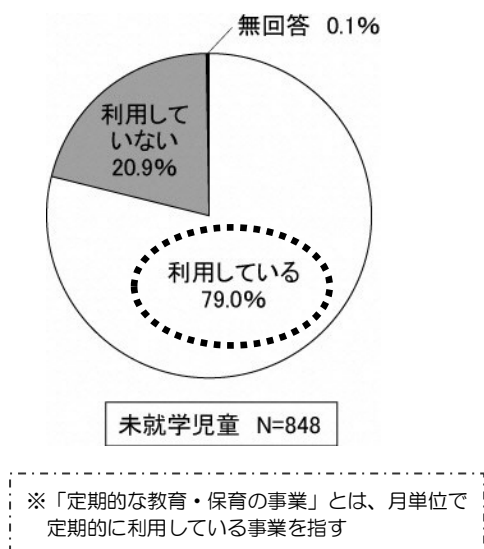
- 子どもが生まれたときに働いている人のうち、育児休業を取得した人は、母親では7割以上（73.7%）であるのに対し、父親では1割未満（3.5%）となっています。
- 育児休業を取得していない人の理由をみると、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が約4割（41.3%）で最も多く、父親では「仕事が忙しかった」（41.9%）や「制度を利用する必要がなかった」（37.1%）が4割近くを占めています。
- 母親が育児休業を取得しない理由で「職場に育児休業の制度がなかった」と回答した人が3割に達しています（前回調査 17.6%）。



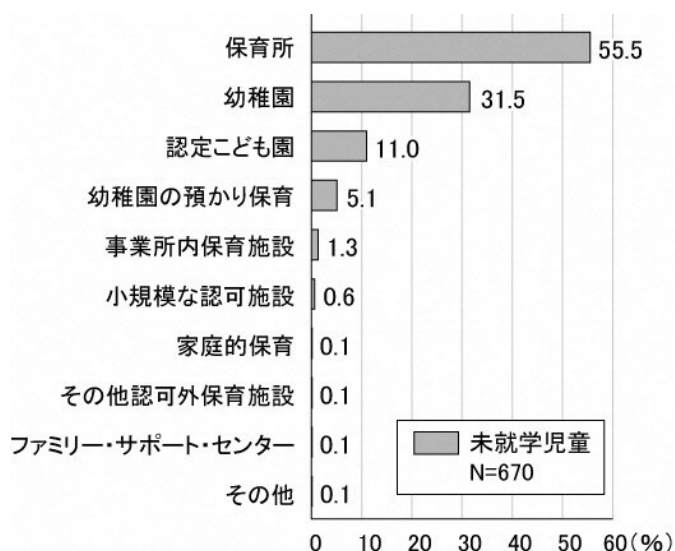
⑤平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

- 子どもの平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について、「利用している」が前回調査と比べて増加しています（63.6%→79.0%）。
- 利用している事業は、「保育所」が半数以上、次いで「幼稚園」が3割以上となっています。

＜平日の定期的な教育・保育の事業の利用の有無＞

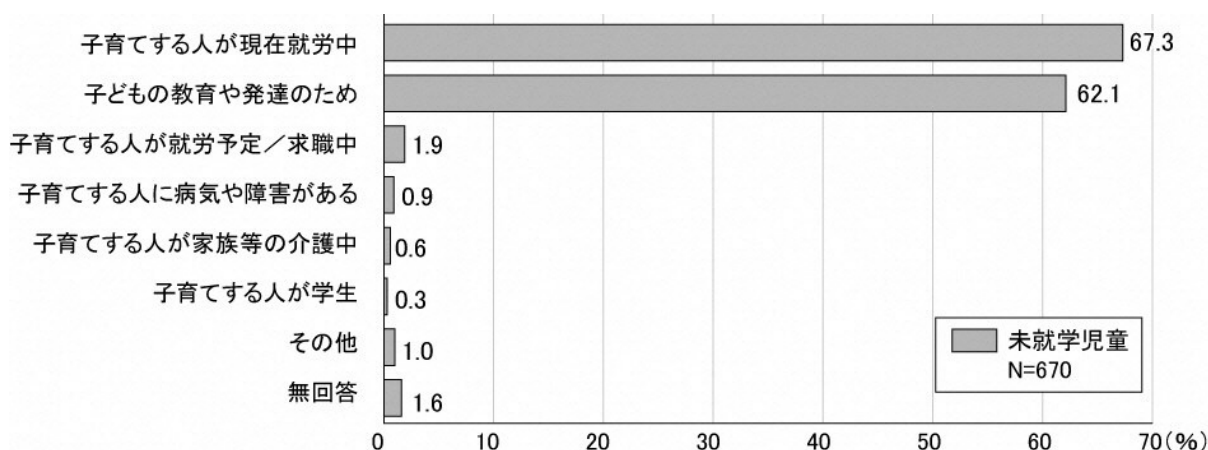


＜利用している教育・保育の事業＞



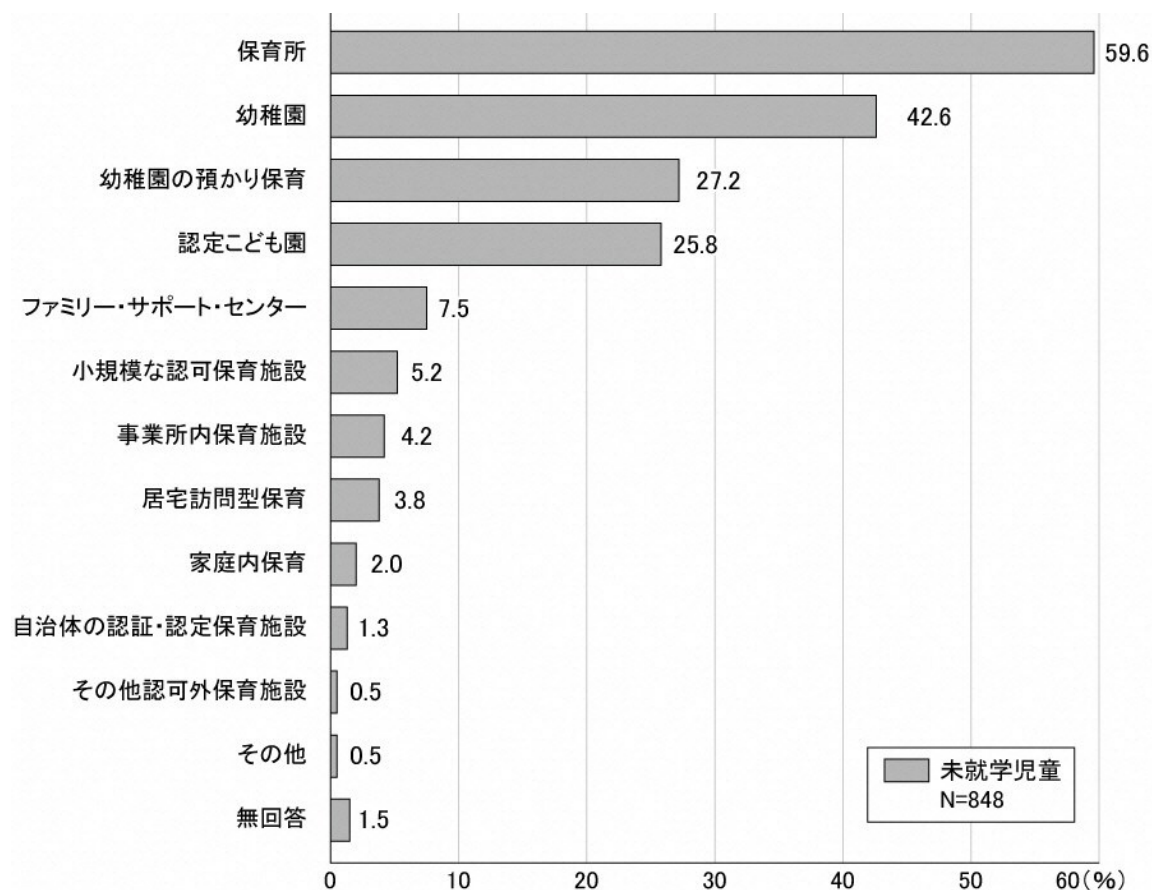
- 利用する理由について、前回調査では「子どもの教育や発達のため」が（68.3%）で最も多くいましたが、今回調査では「子育てする人が現在就労中」が最も多くなっています（57.8%→67.3%）。

＜定期的な教育・保育の事業を利用している理由＞



- 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向について、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が、前回調査と比べて減少し（55.3%→42.6%）、「保育所」・「認定こども園」の利用希望が増加しています（前回調査比「保育所」51.5%→59.6%、「認定こども園」18.8%→25.8%、合計 70.3%→85.4%）。

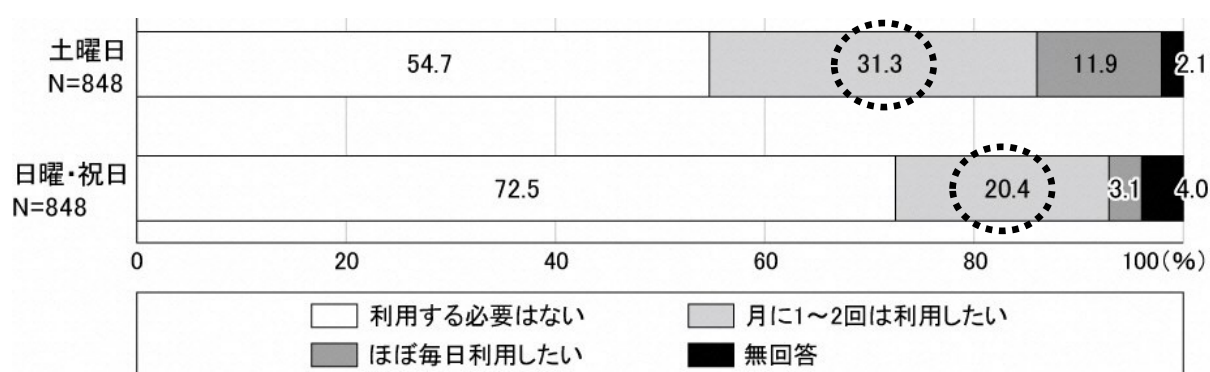
＜平日の教育・保育事業として「定期的」に利用したいと考える事業＞



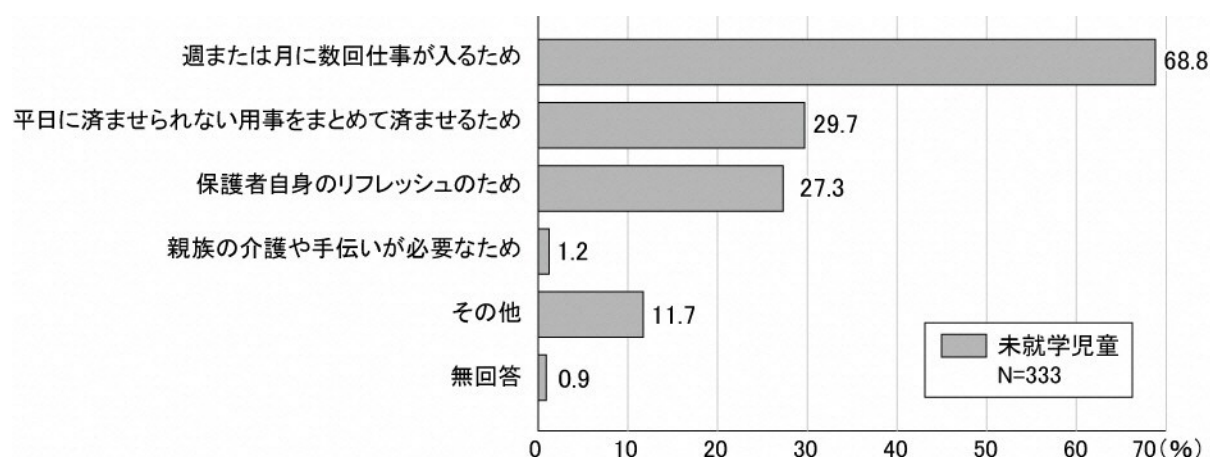
⑥土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について

- 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用意向について、「利用する必要はない」が前回調査と比較して減少傾向にあります（土曜日：63.6%→54.7%、日曜・祝日：76.8%→72.5%）。
- 利用意向のある人のうち、月に1～2回利用したい人は土曜日で3割以上（31.3%）、日曜日・祝日で約2割（20.4%）を占めています。
- 毎週ではなく月に1～2回は利用したい理由としては、「週又は月に数回仕事が入るため」が約7割（68.8%）を占め、就労形態に応じて教育・保育の事業への利用ニーズが変わることが分かります。

＜土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向＞



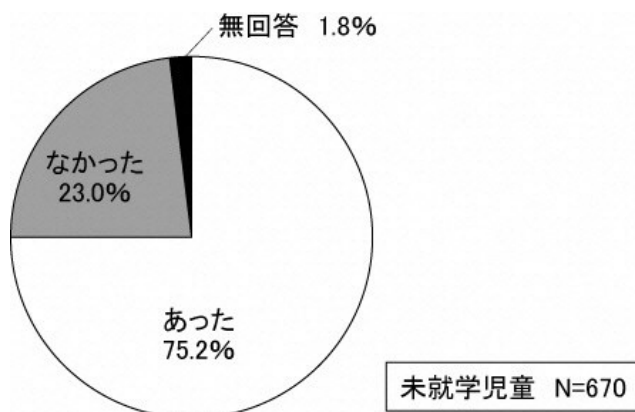
＜土曜日や日曜日・祝日に、毎週ではなく月に1～2回の教育・保育事業の利用を希望する理由＞



⑦病児・病後児保育について

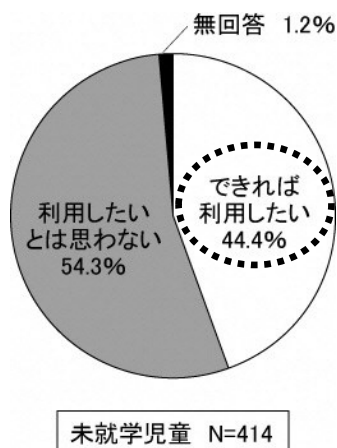
- 平日の定期的な教育・保育事業を利用している人で、過去1年間に子どもが病気やケガで利用できなかったことについては、「あった」が7割以上（75.2%）を占めています。

＜病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合の有無＞

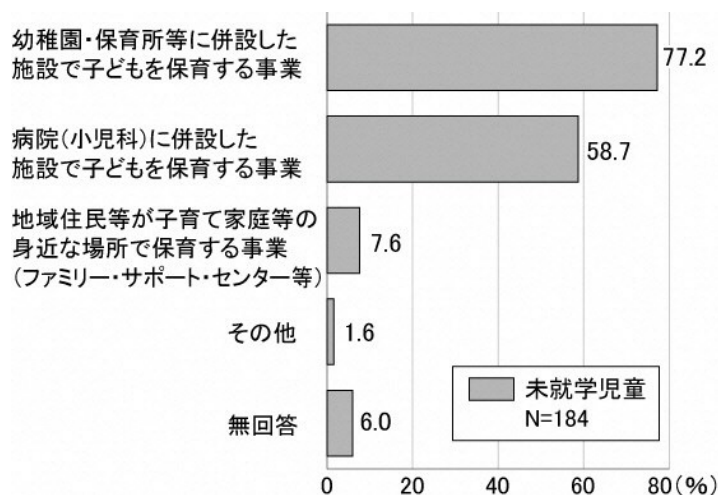


- 病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「利用したいとは思わない」が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を上回る結果となっています。
- 利用意向のある人が利用したい事業形態は、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が8割近く（77.2%）を占めています。

＜病児・病後児保育施設等の利用希望の有無＞

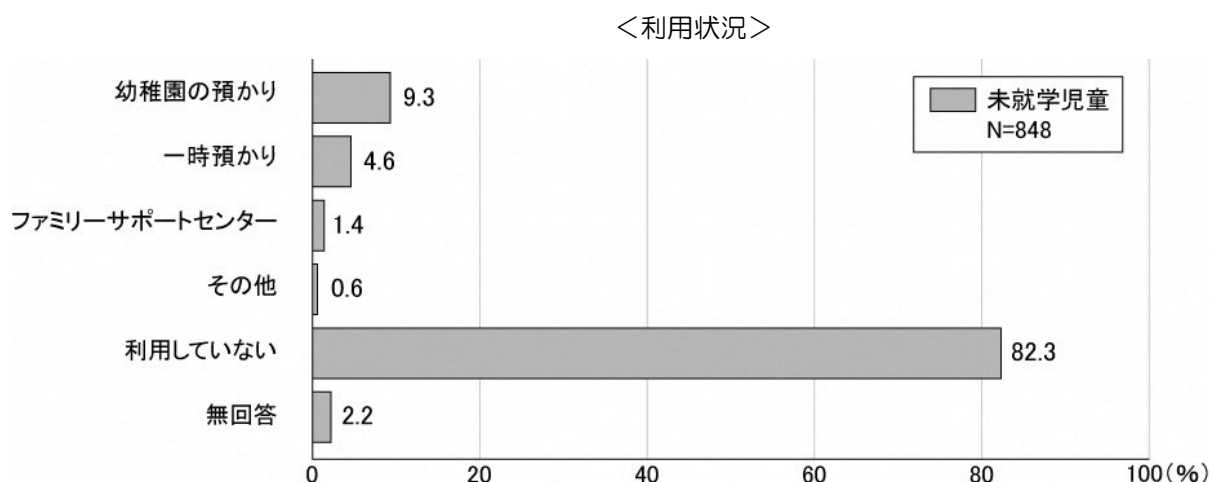


＜病児・病後児保育事業で希望する事業形態＞



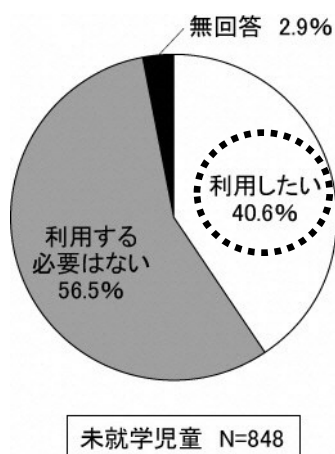
⑨不定期での教育・保育事業について

- 不定期での教育・保育事業の利用状況について、「利用していない」が8割以上（82.3%）を占めており、利用している人は合計で2割未満となっています。

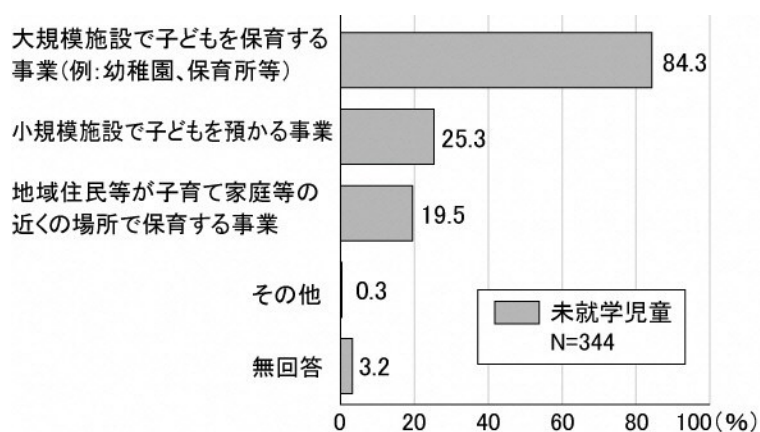


- 今後の利用意向については、「利用する必要はない」が「利用したい」を上回っているものの、利用意向のある人が4割以上（40.6%）を占めています。
- 希望する事業形態は、「大規模施設で子どもを保育する事業」が約8割（84.3%）を占めています。

＜不定期での教育・保育の利用意向＞

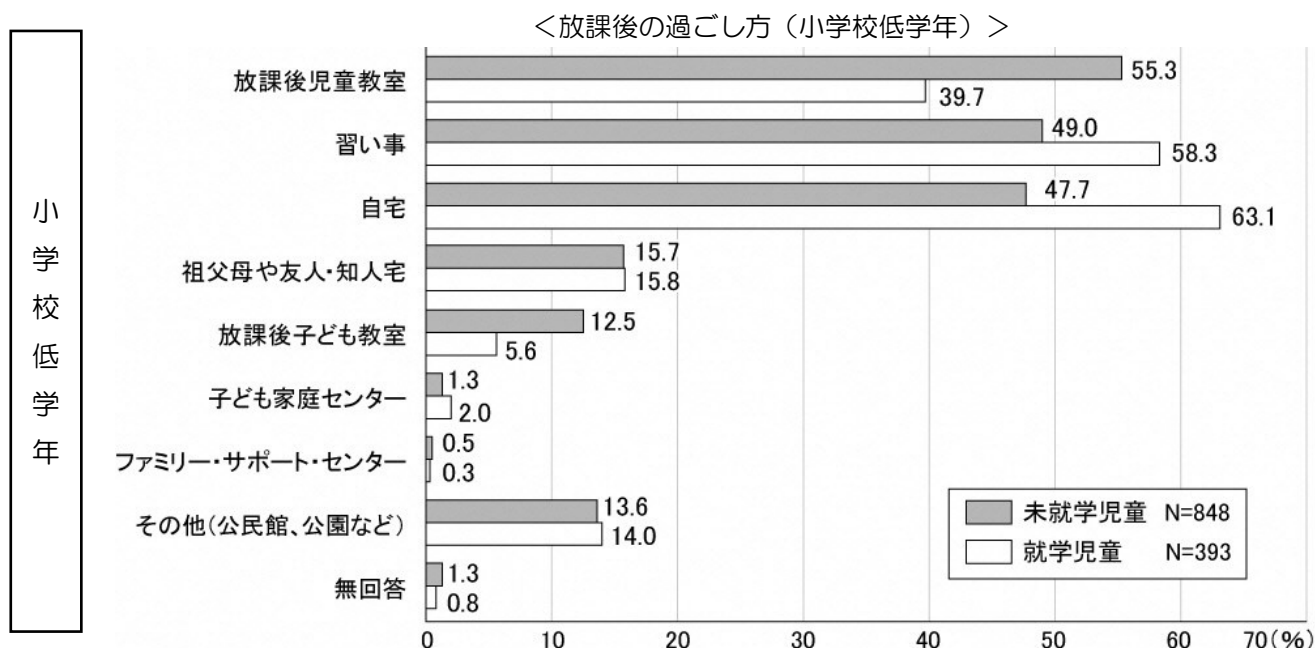


＜子どもを預ける場合に希望する事業形態＞

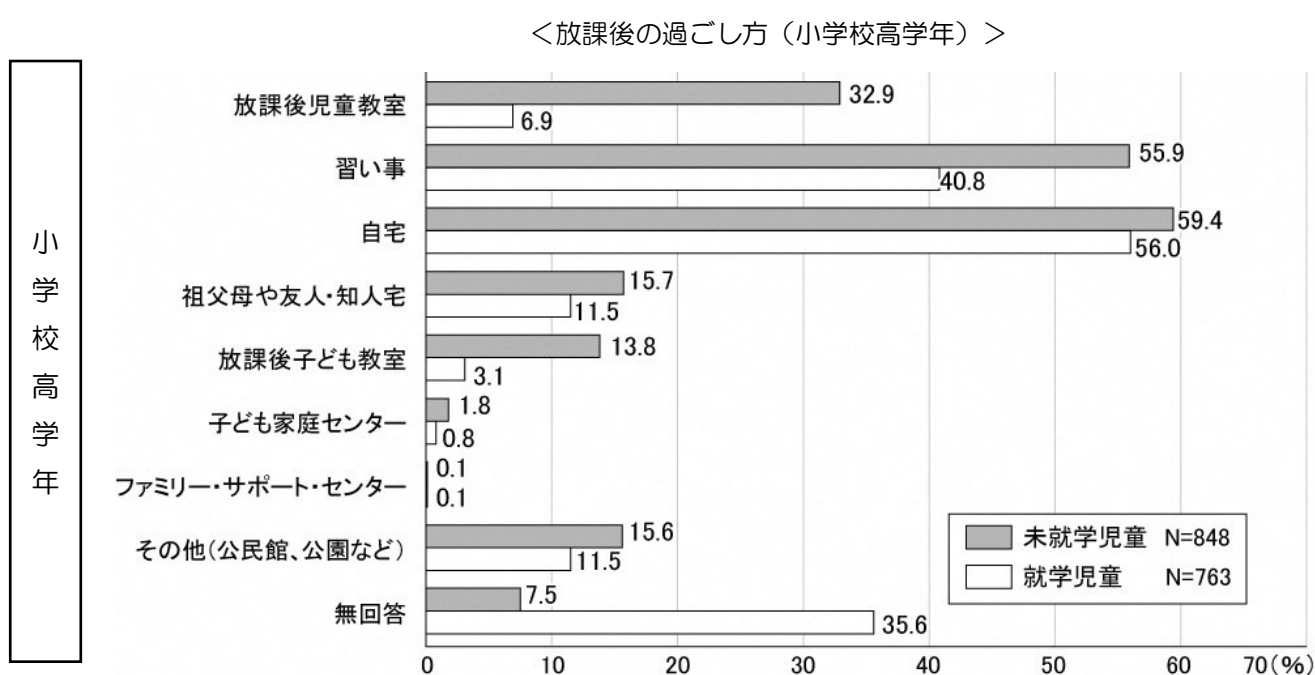


⑩放課後児童教室（学童保育）の利用状況・利用意向について

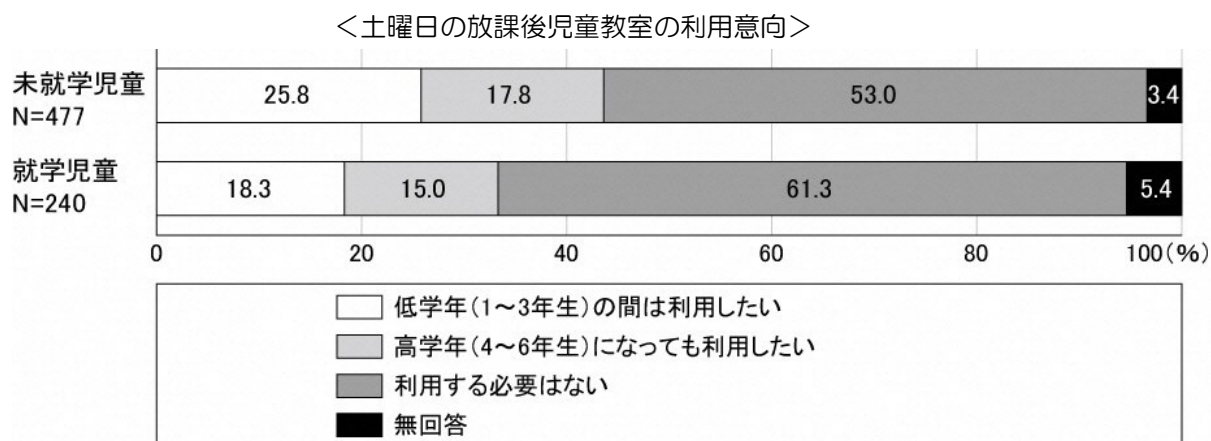
- 小学校低学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童教室の利用意向は、前回調査と比較して増加しており、未就学児童では+14.3%（41.0%→55.3%）、就学児童では+15.9%（23.8%→39.7%）となっています。



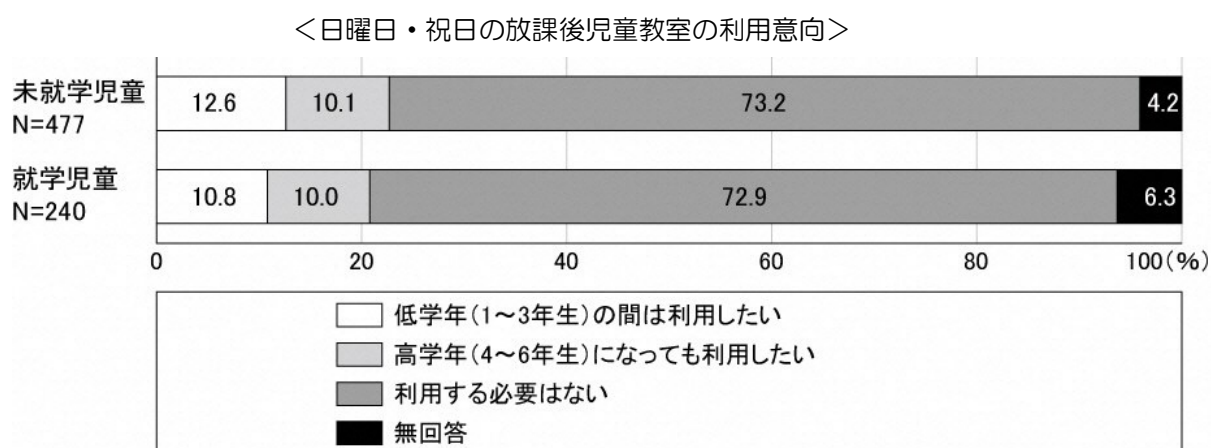
- 小学校高学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童教室の利用意向は、未就学児童では3割近く（32.9%）あるのに対し、就学児童では1割未満（6.9%）となっています。



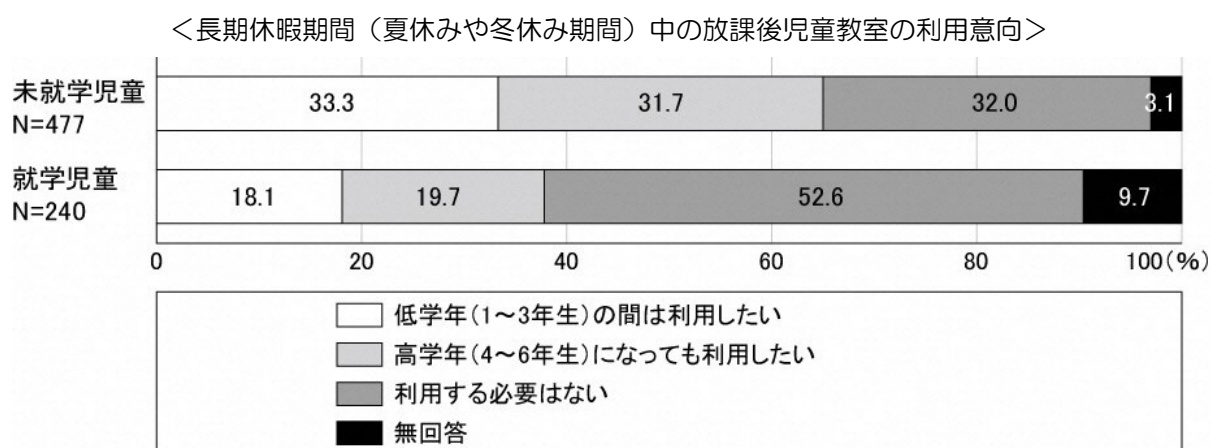
- 土曜日の放課後児童教室の利用意向について、未就学児童、就学児童ともに「利用する必要はない」が半数以上（未就学児童：53.0%、就学児童：61.3%）を占めています。



- 日曜日・祝日の放課後児童教室の利用意向について、未就学児童、就学児童ともに「利用する必要はない」が7割以上（未就学児童：73.2%、就学児童：72.9%）を占めています。



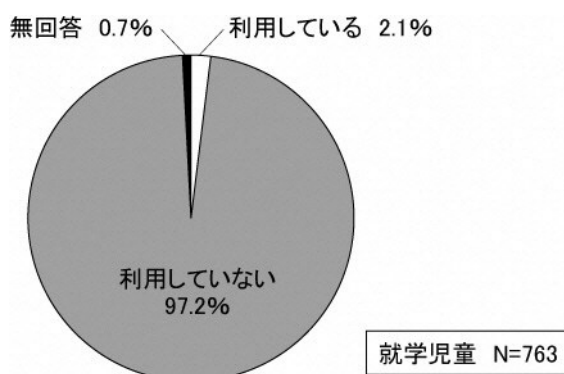
- 長期休暇期間中の放課後児童教室の利用意向について、未就学児童は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が最も多く(33.3%)、就学児童では「利用する必要はない」が最も多くなっています(52.6%)。



⑪ファミリー・サポート・センターについて

- ファミリー・サポート・センターについて、「利用していない」が大半（97.2%）を占め、利用している人は5%未満（2.1%：16人）となっています。

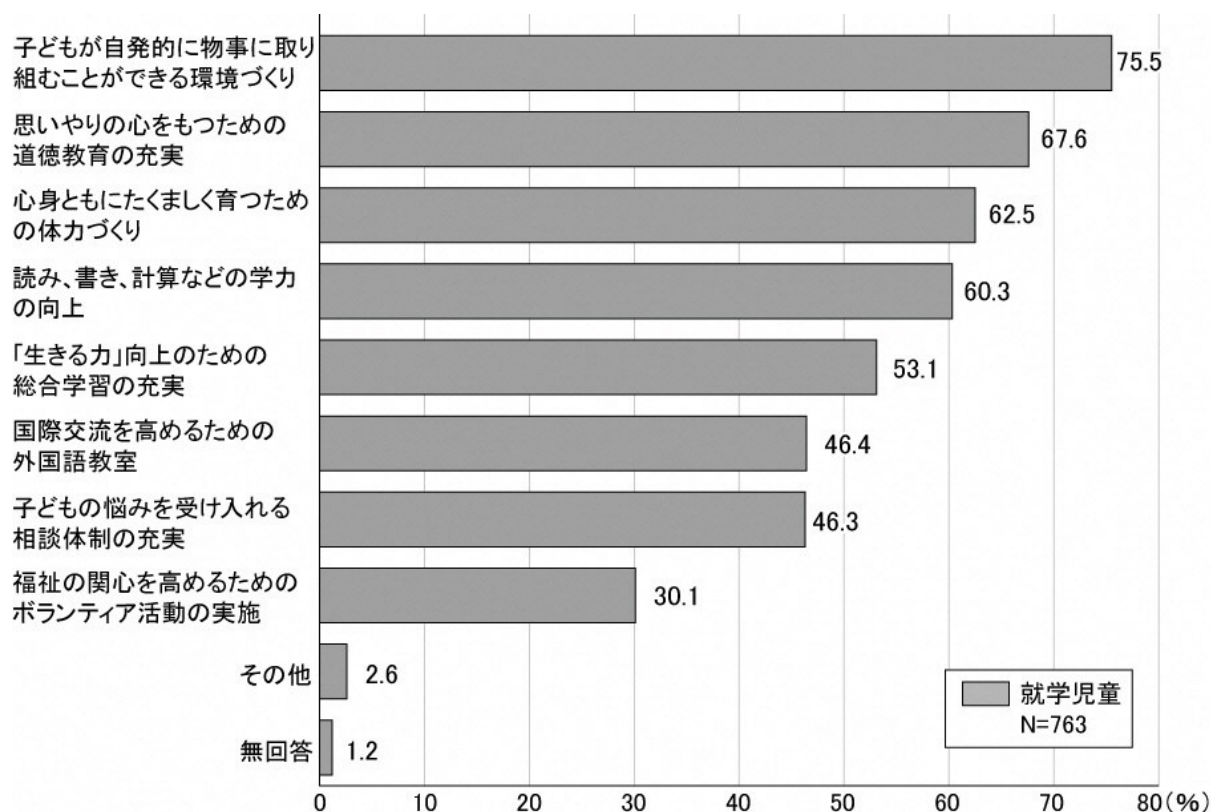
＜ファミリー・サポート・センターの利用状況＞



⑫学校教育について

- 学校教育において、子どもの健全な育成のために今後取り組むべきだと思うことについて、「子どもが自発的に物事に取り組むことができる環境づくり」が7割以上を占めており、次いで「思いやりの心をもつための道德教育の充実」、「心身ともにたくましく育つための体力づくり」、「読み、書き、計算などの学力の向上」となっており、いずれも6割以上を占めています。

＜学校教育で今後取り組むべきこと＞



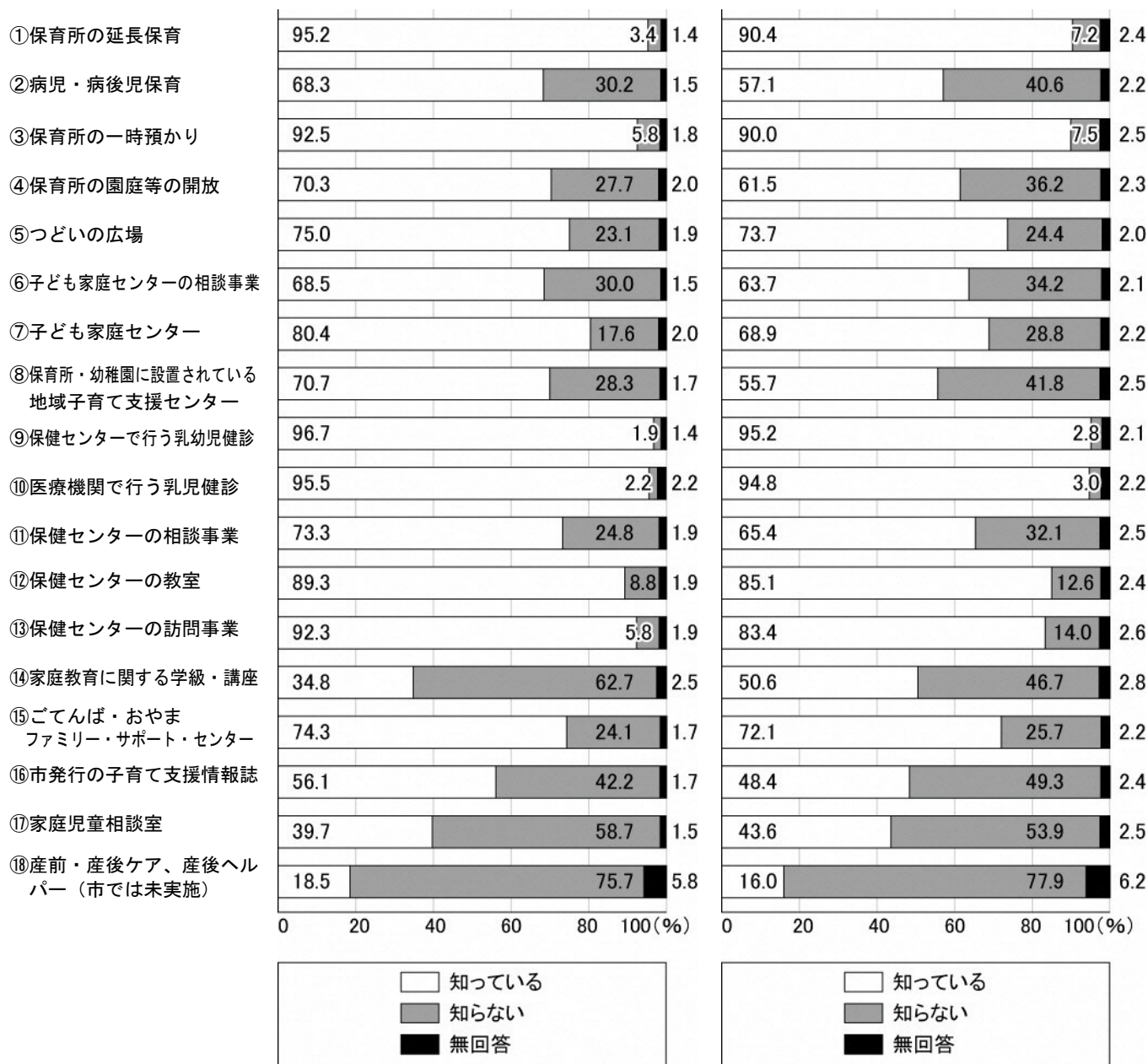
⑬子育て支援事業の認知度・利用意向について

【認知度】

- 「⑨保健センターで行う乳幼児健診」や「⑩医療機関で行う乳児健診」などの健診に関しては、未就学児童、就学児童ともに高い認知度となっています。
- 保育所や保健センターの事業に関しては、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童を上回っており、「⑭家庭教育に関する学級・講座」や「⑰家庭児童相談室」などの相談事業に関しては、就学児童を持つ保護者の方が未就学児童を上回るなど、子どもの成長に応じたサービスの認知度がより高くなっています。

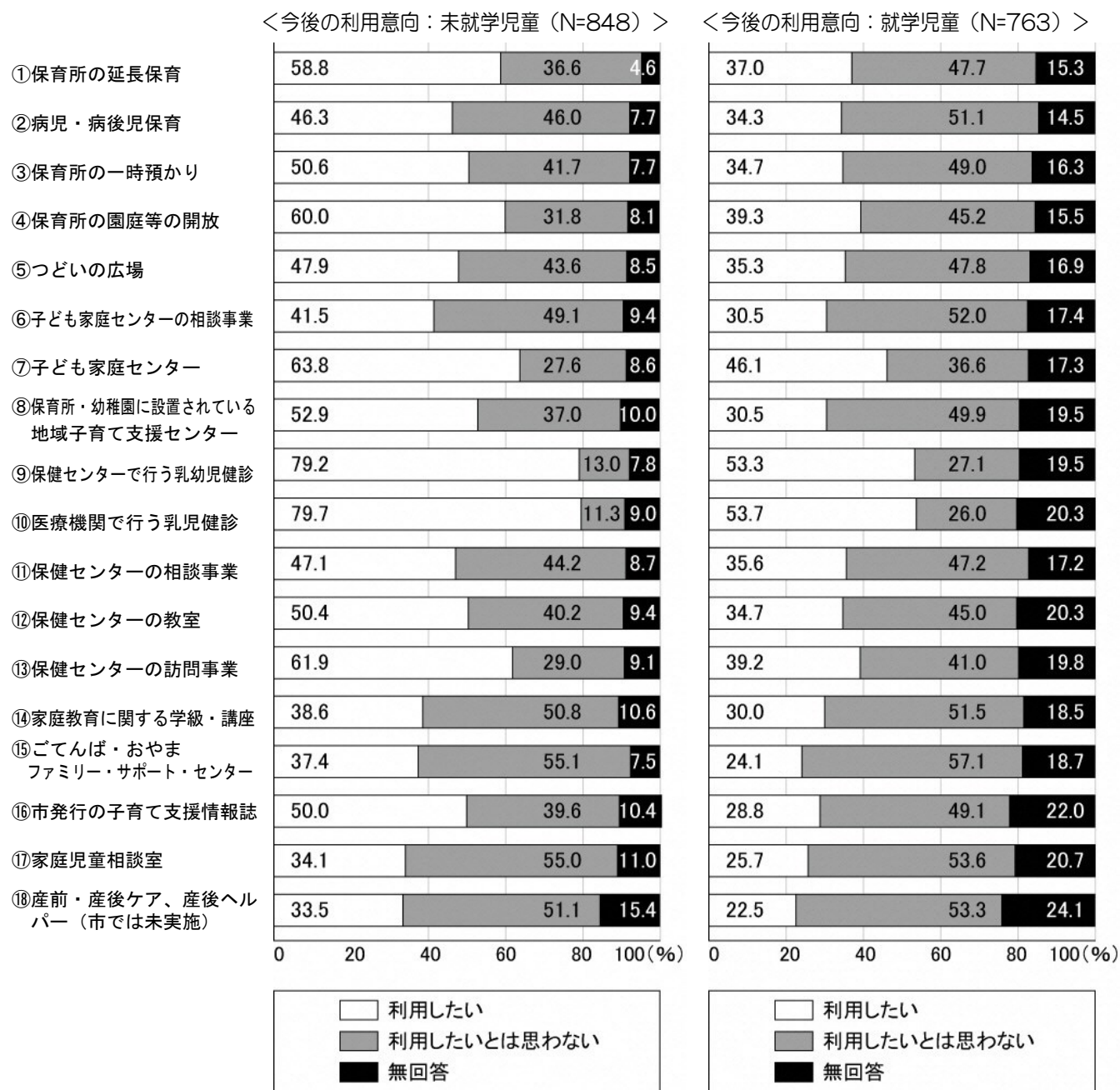
<事業認知度：未就学児童（N=848）>

<事業認知度：就学児童（N=763）>



【今後の利用意向】

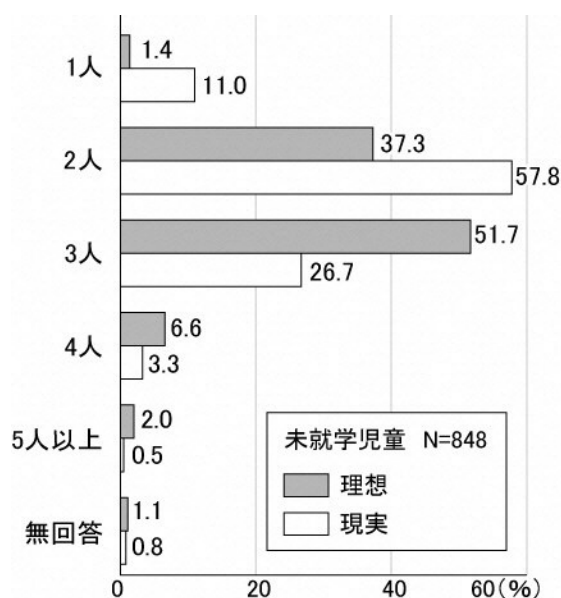
- 子育て支援事業の今後の利用意向について、全ての項目において、未就学児童を持つ保護者の方が各種サービスに対する利用意向が高くなっています。
- 認知度の高い保育所や保健センターの事業に加え、「⑯市発行の子育て支援情報誌」の利用意向に関して、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童を大幅に上回っており、子育てに関する情報提供サービスの利用意向が高くなっています。



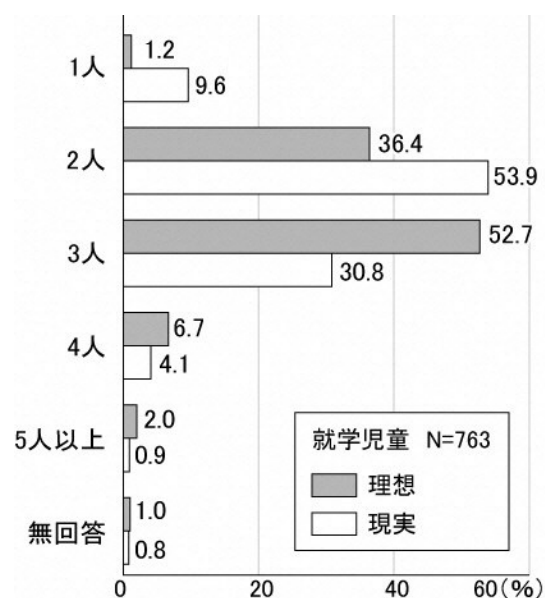
⑭子育てに関する一般的な事項について

- 子どもの人数の理想と現実的に子育てが可能な子どもの人数について、未就学児童、就学児童ともに理想では「3人」が半数以上（未就学児童：51.7%、就学児童：52.7%）を占めているのに対し、現実的に子育てが可能な人数では「2人」が半数以上（未就学児童：57.8%、就学児童：53.9%）を占めています。

＜未就学児童：子どもの人数（理想と現実）＞

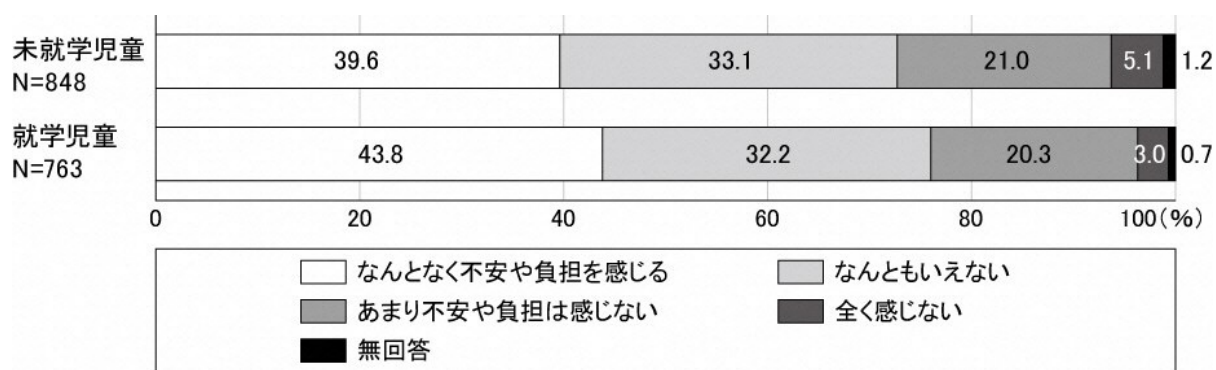


＜就学児童：子どもの人数（理想と現実）＞



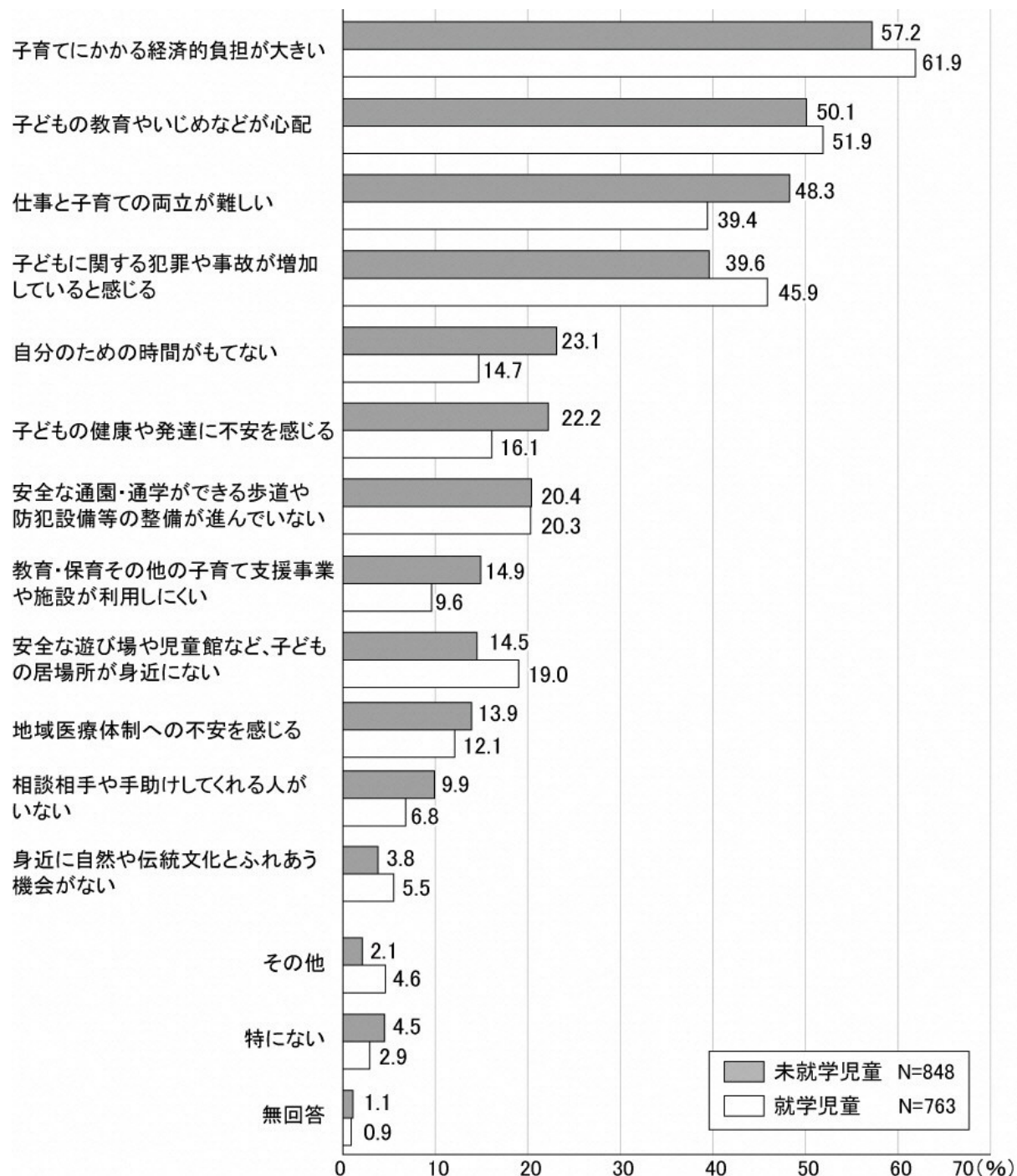
- 子育てに関する不安や負担について、未就学児童、就学児童ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が4割程度（未就学児童：39.6%、就学児童：43.8%）を占めて最も多くを占めています。

＜子育てに関する不安や負担＞



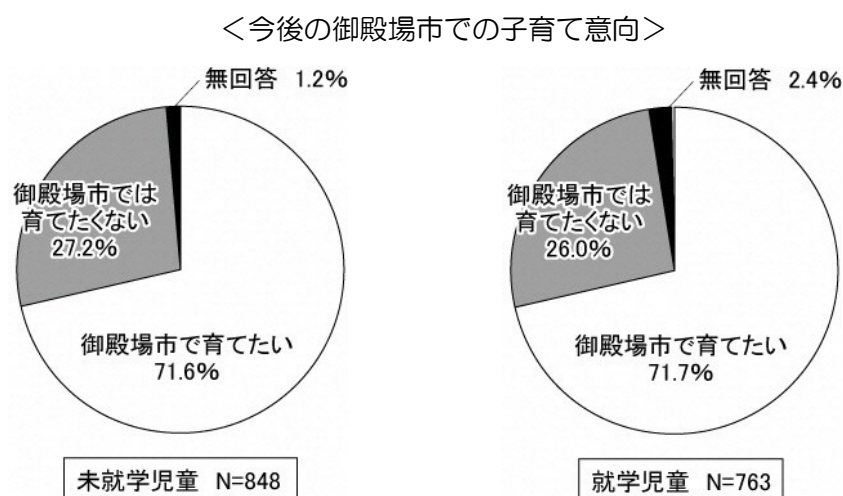
- 子育て上の不安や悩みについて、未就学児童、就学児童ともに「子育てにかかる経済的負担が大きい」が最も多く（未就学児童：57.2%、就学児童：61.9%）、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配」（未就学児童：50.1%、就学児童：51.9%）となっています。

＜子育てをする上での不安な点や悩んでいること＞

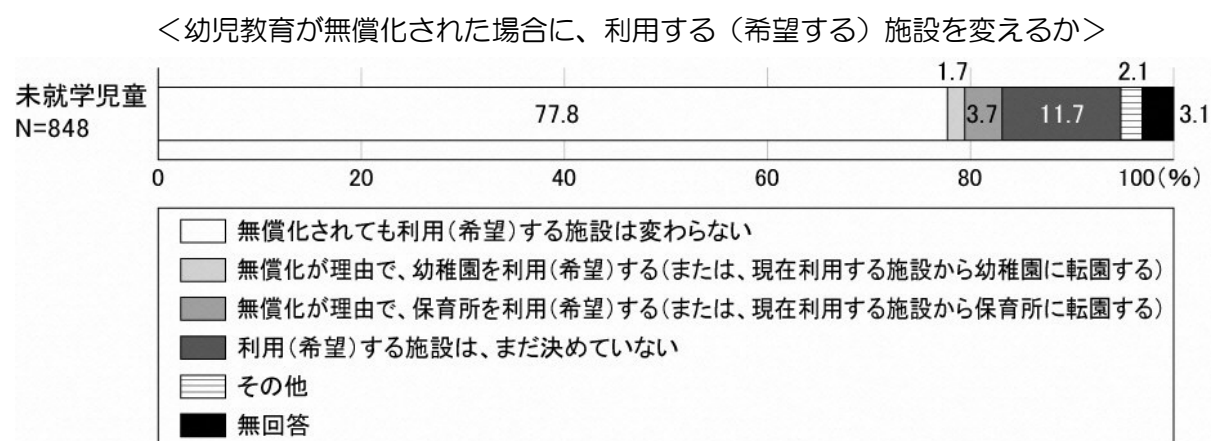


⑮子育て環境に対する評価について

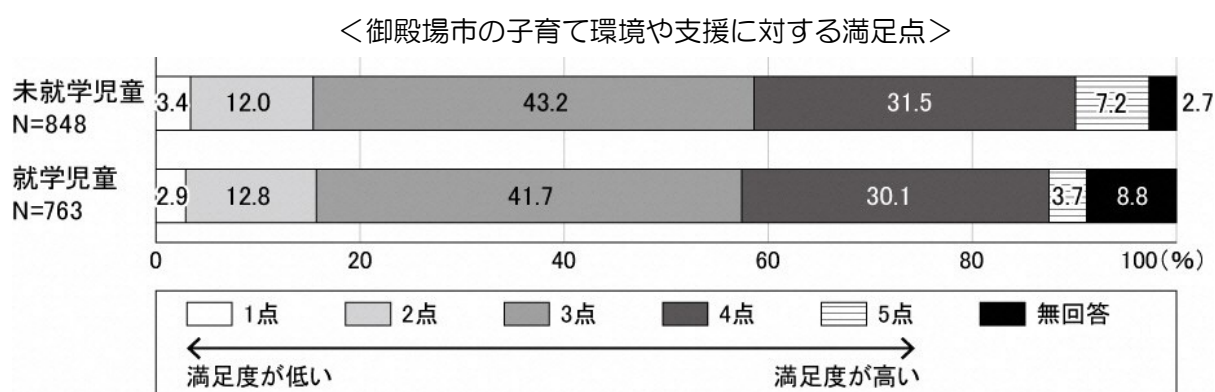
- 今後の御殿場市での子育て意向について、未就学児童、就学児童ともに「(今後も) 御殿場市で育てたい」が7割以上(未就学児童：71.6%、就学児童：71.7%)と大半を占めています。



- 2019 年 10 月の幼児教育無償化に際しての利用する(希望する)施設の変更意向について、無償化されても利用(希望)する施設を変えない人が多くを占めています(77.8%)。



- 御殿場市の子育て環境や支援に対する満足点の平均点は、5 点満点で未就学児童では 3.28 点、就学児童では 3.21 点と、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童に比べて、やや満足度が高いことが分かります。



教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する意見・要望（自由記述）の件数
未就学児童

○意見の主な内容及び件数は以下のとおり（全 735 件）。

- ・経済的支援（医療費助成、予防接種の助成金等含む）に対する要望（77 件）
- ・子育て支援施設に対する意見・要望（17 件）
- ・遊び場（公園・屋内施設など）の充実（56 件）
- ・保育所・幼稚園での、保育の内容・質等の向上（制度の見直しを含む）（116 件）
- ・学童保育に対する意見・要望（20 件）
- ・各種健診に対する意見・要望（14 件）
- ・情報提供の改善（25 件）
- ・一時保育に対する意見・要望（29 件）
- ・仕事と子育ての両立支援（17 件）
- ・生活環境に対する要望（商業施設の誘致、公共交通の充実など）（39 件）
- ・地域交流、親同士・親子同士の交流に対する意見・要望（12 件）
- ・相談体制の充実（9 件）
- ・医療機関に対する意見・要望（30 件）
- ・道路（歩道、通学路等）の整備（26 件）
- ・障害児に対する支援についての意見・要望（8 件）
- ・保育料に対する意見・要望（32 件）
- ・教育環境に対する意見・要望（22 件）
- ・休日保育（長期休暇を含む）に対する意見・要望（19 件）
- ・病児・病後児保育に対する意見・要望（20 件）
- ・延長保育に対する意見・要望（3 件）
- ・ファミリー・サポート・センターに対する意見・要望（2 件）
- ・待機児童の解消についての意見・要望（2 件）
- ・その他の意見・要望（140 件）

就学児童

○意見の主な内容及び件数は以下のとおり（全 472 件）。

- ・教育環境に対する意見・要望（89 件）
- ・遊び場（公園・屋内施設など）の充実（36 件）
- ・経済的支援（医療費助成、予防接種の助成金等含む）に対する要望（68 件）
- ・医療機関に対する意見・要望（30 件）
- ・学童保育に対する意見・要望（51 件）
- ・生活環境に対する意見・要望（商業施設の誘致、公共交通の充実など）（54 件）
- ・道路に対する要望（歩道、通学路など）（23 件）
- ・長期休暇中の対応についての意見・要望（3 件）
- ・情報提供についての意見・要望（7 件）
- ・保育所・幼稚園での、保育の内容・質等の向上（制度の見直しを含む）（36 件）
- ・その他の意見・要望（75 件）

第3章

計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

- 今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考え、「地域（みんな）でつなぐ子育ての輪～未来はぐくむ御殿場プラン～」を基本理念とします。



2 計画における基本的な視点

- 本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

1 子どもの視点

子育て支援事業等は子ども自身の健やかな成長を手助けするものであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子育ての基本は男女が協力して行い、子どもの立場に立って施策を推進します。

2 利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズの多様化と就業形態による特性に配慮し、利用者本位の事業を柔軟かつ総合的に推進します。

3 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、行政機関だけでなく、企業や地域全体が協力して対応すべき課題として、協働で取り組むことを推進します。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

国・地方自治体・企業をはじめとする関係機関との連携の下、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。

5 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化等により子育てに関する相談相手が見つからず、悩んでいる保護者の存在等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。

6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っているサークル、子ども会、ボランティア団体、主任児童委員をはじめとする地域の力と、保育所や子ども家庭センター、学校施設等を地域の資源として十分かつ効果的に活用することを推進します。

7 事業の質の視点

利用者が安心して教育・保育、子育て支援事業を利用するためには、量だけでなく、質を確保することが重要です。各事業の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の確保・育成とともに、情報公開や事業評価等の取組を推進します。

8 地域特性の視点

御殿場市全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組を進めていきます。

3 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

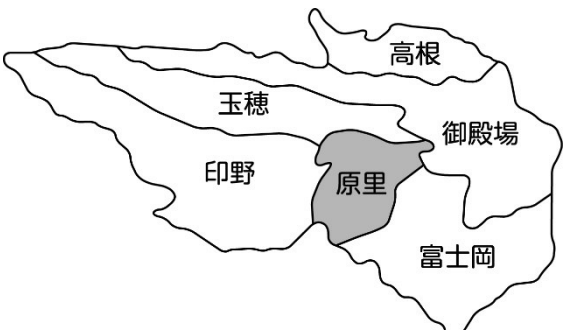
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。
- 教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

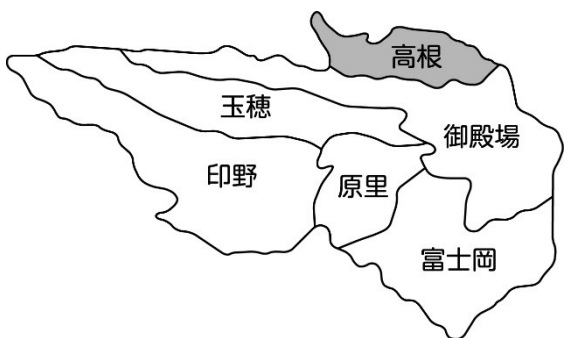
(2) 御殿場市における教育・保育提供区域

- 地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、本市では教育・保育における教育・保育提供区域（基本型）を、6区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区）に設定します。
- また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や現状の事業実態から、教育・保育提供区域を事業ごとに設定します。具体的には、教育・保育との密接な関連がある事業については基本型（6区域）に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については小学校区に、その他の事業については市全域に設定します。

●基本型（6区域）の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

【教育・保育提供区域（基本型）】

区域名	地図	概要
御殿場地区		東西及び南北方向の幹線道路や JR 御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地を形成 住所地：御殿場、深沢、小倉野、東山、東田中、新橋、萩原、二枚橋、西田中、北久原、仁杉、二の岡 ■人口：35,967 人（市全体の 40.7%） ※平成 31 年 3 月 31 日現在
富士岡地区		JR 御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成 住所地：竈、萩蕪、沼田、二子、中山、中清水、駒門、大坂、神山、神山平、富士見原 ■人口：17,832 人（市全体の 20.2%） ※平成 31 年 3 月 31 日現在
原里地区		隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成 住所地：川島田、杉名沢、神場、板妻、保土沢、永塚 ■人口：17,806 人（市全体の 20.2%） ※平成 31 年 3 月 31 日現在
玉穂地区		富士の裾野から市街地までを有し、地域の東部に近年整備された地域コミュニティーの拠点や陸上競技場、体育館等の都市施設が集積 住所地：茱萸沢、中畑、川柳、萩原 ■人口：9,941 人（市全体の 11.3%） ※平成 31 年 3 月 31 日現在

印野地区		広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積 住所地：印野 ■人口：1,972 人（市全体の 2.2%） ※平成 31 年 3 月 31 日現在
高根地区		豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成 住所地：塚原、山尾田、六日市場、増田、中丸、大堰、清後、山之尻、柴怒田、上小林、水土野、古沢 ■人口：4,739 人（市全体の 5.4%） ※平成 31 年 3 月 31 日現在

- 放課後児童健全育成事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。
- なお、御殿場南小学校区では御殿場地区、原里地区及び玉穂地区からの通学、朝日小学校区では原里地区及び富士岡地区からの通学、印野小学校区では印野地区及び原里地区からの通学があり、これらの区域では、基本型（6区域）の区域をまたいだ小学校区が設定されている状況です。

【教育・保育提供区域（放課後児童健全育成事業）】

区域名	通学区域（行政区）
御殿場小学校区	・御殿場地区（東山区、東田中区の一部、鮎沢区、湯沢区、萩原区、二枚橋区、西田中区の一部、北久原区、仁杉区）
東小学校区	・御殿場地区（御殿場区、深沢区、東田中区の一部、栢ノ木区、西田中区の一部）
御殿場南小学校区	・御殿場地区（二の岡区、新橋区、永原区） ・原里地区（森之腰区の一部） ・玉穂地区（茱萸沢下区の一部）
富士岡小学校区	・富士岡地区（萩蕪区、沼田区、二子区、中山上区、中山下区、風穴区、中清水区、駒門区、大坂区、竈区の一部、町屋区の一部）
神山小学校区	・富士岡地区（町屋区の一部、神山区、尾尻区、高内区、富士見原区）
原里小学校区	・原里地区（神場区、板妻区、保土沢区の一部、永塚区、北畑区、大沢区）
朝日小学校区	・原里地区（川島田区、杉名沢区、矢崎区、森之腰区の一部） ・富士岡地区（竈区の一部）
玉穂小学校区	・玉穂地区（茱萸沢下区の一部、茱萸沢上区、中畑東区、中畑北区、中畑南区、中畑西区、川柳区）
印野小学校区	・印野地区（小木原区 時之栖区 印野区） ・原里地区（保土沢区の一部）
高根小学校区 （分校を含む）	・高根地区（塚原区、六日市場区、美乃和区、清後区、山之尻区、古沢区、柴怒田区、上小林区、水土野区）

●教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

【事業別の教育・保育提供区域一覧】

	事業名称	事業の概要	区域
教育・保育	教育・保育	子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）、子育てのための施設等利用給付の一部	6区域
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	市全域
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	市全域
	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	市全域
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	市全域
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。	
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。	市全域

	事業名称	事業の概要	区域
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	市全域
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	市全域 (幼稚園型は6区域)
	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。	6区域
	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	市全域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	小学校区
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	市全域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	市全域

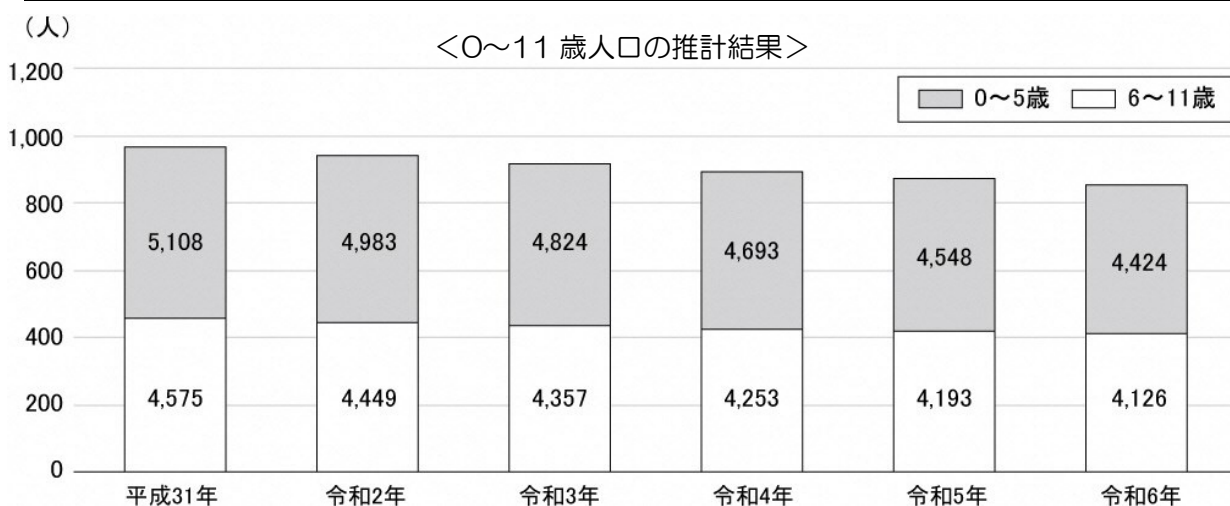
4 将来の子どもの数の推計

- 計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、令和2年度から6年度までについて、主要な事業の対象となる0～11歳児の各年度の児童数を推計しました。
- 本計画における推計にあたっては、御殿場市総合計画の見直しに伴う人口推計値が確定していないため、暫定的に平成26年から平成31年までの住民基本台帳人口（各年3月31日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。
- この結果、計画の最終年度である令和6年度における総人口は、86,538人で、0～5歳児は4,126人、6～11歳児は4,424人と推計され、0～11歳児の総人口に対する割合は9.9%と見込まれます。

【推計人口・児童数】

	実際人口	将来推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	12,273	12,023	11,778	11,555	11,274	10,997
15～64歳	54,497	54,136	53,815	53,519	53,323	53,055
65歳以上	21,487	21,824	22,074	22,239	22,346	22,486
総数	88,257	87,983	87,667	87,313	86,943	86,538

	実際人口	将来推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	692	722	706	691	684	675
1歳	752	699	730	713	699	691
2歳	745	744	692	723	706	692
3歳	786	733	732	681	711	695
4歳	780	779	726	726	675	705
5歳	820	772	771	719	718	668
0～5歳小計	4,575	4,449	4,357	4,253	4,193	4,126
6歳	800	809	762	760	709	709
7歳	826	790	799	752	751	700
8歳	840	819	783	792	745	744
9歳	867	832	811	775	784	738
10歳	887	857	822	802	767	775
11歳	888	876	847	812	792	758
6～11歳小計	5,108	4,983	4,824	4,693	4,548	4,424
0～11歳合計	9,683	9,432	9,181	8,946	8,741	8,550
（総人口比）	11.0%	10.7%	10.5%	10.2%	10.1%	9.9%



第4章

計画の内容

第4章 計画の内容

1 教育・保育

●量の見込みの設定

国の基本指針等を踏まえ、現在の教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)』及び『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における認定区分ごとの「教育・保育の量の見込み(必要利用定員等の総数)」を定めました。

●認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、現行制度や運用の実態を勘案しながら市が基準を策定しています。

認定区分	対象者	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 幼稚園の一部
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

●確保の内容及び実施時期

設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に加え、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園(私学助成を受ける幼稚園)及び認可外保育施設による確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域に居住する保護者のニーズ量を合計したのですが、確保の内容は、各区域に所在する特定教育・保育施設等の利用定員及び受入れ定員を合計したのになりますので、居住区域外の施設・事業の利用により、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態と一致しない場合があります。

以上を踏まえ、認定区分ごとに設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次のとおりとなります。

(1) 1 号認定

【対象】

- ・ 1 号認定の子ども
- ・ 2 号認定の子どものうち教育を希望する子ども

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・ 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分））
- ・ 私学助成を受ける幼稚園

【教育・保育提供区域】

基本型（6 区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	948	925	882	873	858
1 号認定	860	839	800	792	778
2 号認定 （教育を希望）	88	86	82	81	80
②確保の内容 （提供可能量）	1,797	1,797	1,797	1,826	1,826
特定教育・保育 施設（幼稚園）	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275
特定教育・保育 施設（認定こども園）	142	142	142	181	181
私学助成を受 ける幼稚園	380	380	380	370	370
差（②-①）	849	872	915	953	968

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和 2 年度の 948 人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員と私学助成を受ける幼稚園の受入れ定員の合計は 1,797 人であり「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、高根地区において量の見込みが確保の内容を上回っています。これは、同地区に幼稚園及び認定こども園が所在しないことによるものですが、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」等を踏まえ、同地区へのこども園の設置について引き続き検討をしていきます。なお、現状では近隣区域の施設利用により、同地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

Ⅰ 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	430	420	400	397	389
1号認定	390	381	363	360	353
2号認定 (教育を希望)	40	39	37	37	36
②確保の内容	695	695	695	685	685
特定教育・保育 施設	315	315	315	315	315
私学助成を受 ける幼稚園	380	380	380	370	370
差(②-①)	265	275	295	288	296

Ⅱ 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	164	160	153	151	149
1号認定	149	145	139	137	135
2号認定 (教育を希望)	15	15	14	14	14
②確保の内容	382	382	382	391	391
特定教育・保育 施設	382	382	382	391	391
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	218	222	229	240	242

Ⅲ 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	185	181	172	171	168
1号認定	168	164	156	155	152
2号認定 (教育を希望)	17	17	16	16	16
②確保の内容	480	480	480	480	480
特定教育・保育 施設	480	480	480	480	480
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	295	299	308	309	312

Ⅳ 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	98	94	92	90
1号認定	91	89	85	84	82
2号認定 (教育を希望)	9	9	9	8	8
②確保の内容	200	200	200	200	200
特定教育・保育 施設	200	200	200	200	200
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	100	102	106	108	110

Ⅴ 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み)	21	20	19	19	19
1号認定	19	18	17	17	17
2号認定 (教育を希望)	2	2	2	2	2
②確保の内容	40	40	40	40	40
特定教育・保育 施設	40	40	40	40	40
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	19	20	21	21	21

Ⅵ 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	48	46	44	43	43
1号認定	43	42	40	39	39
2号認定 (教育を希望)	5	4	4	4	4
②確保の内容	0	0	0	30	30
特定教育・保育 施設	-	-	-	30	30
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲48	▲46	▲44	▲13	▲13

(2) 2号認定

【対象】

- ・2号認定の子ども（教育を希望する子どもを除く。）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・私学助成を受ける幼稚園（私立幼稚園）の一部

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,208	1,179	1,125	1,113	1,094
2号認定 （保育を希望）	1,208	1,179	1,125	1,113	1,094
②確保の内容 （提供可能量）	1,213	1,213	1,213	1,295	1,295
特定教育・保育 施設（保育所）	1,007	1,007	1,007	917	917
特定教育・保育 施設（認定こども園）	166	166	166	328	328
私学助成を受ける 幼稚園（私立幼稚園）	40	40	40	50	50
差（②-①）	5	34	88	182	201

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和2年度の1,208人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設と私学助成を受ける幼稚園の一部を合計した利用定員等の合計は1,213人であり、「需要＜供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

私学助成を受ける幼稚園のなかで、預かり保育の充実等により保育ニーズに対応できる体制を整えている施設があることから、当該幼稚園の定員の一部を2号認定の確保に加えます。



【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	549	536	511	506	497
2号認定 （保育を希望）	549	536	511	506	497
②確保の内容	424	424	424	434	434
特定教育・保育 施設	384	384	384	384	384
私学助成を受 ける幼稚園	40	40	40	50	50
差(②-①)	▲125	▲112	▲87	▲72	▲63

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	209	204	195	193	189
2号認定 （保育を希望）	209	204	195	193	189
②確保の内容	299	299	299	311	311
特定教育・保育 施設	299	299	299	311	311
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	90	95	104	118	122

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	236	230	220	217	214
2号認定 （保育を希望）	236	230	220	217	214
②確保の内容	232	232	232	232	232
特定教育・保育 施設	232	232	232	232	232
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲4	2	12	15	18

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	128	124	119	118	115
2号認定 (保育を希望)	128	124	119	118	115
②確保の内容	116	116	116	116	116
特定教育・保育 施設	116	116	116	116	116
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲12	▲8	▲3	▲2	1

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	26	26	24	24	24
2号認定 (保育を希望)	26	26	24	24	24
②確保の内容	31	31	31	31	31
特定教育・保育 施設	31	31	31	31	31
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	5	5	7	7	7

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60	59	56	55	55
2号認定 (保育を希望)	60	59	56	55	55
②確保の内容	111	111	111	171	171
特定教育・保育 施設	111	111	111	171	171
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	51	52	55	116	116

(3) -① 3号認定<0歳>

【対象】

- ・ 3号認定の子ども（0歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・ 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・ 特定地域型保育事業
- ・ 認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	211	206	201	199	197
3号認定（0歳）	211	206	201	199	197
②確保の内容 （提供可能量）	217	226	226	235	235
特定教育・保育施設（保育所）	157	157	157	145	145
特定教育・保育施設（認定こども園）	30	39	39	60	60
特定地域型保育事業（小規模保育事業）	18	18	18	18	18
特定地域型保育事業（事業所内保育事業）	6	6	6	6	6
認可外保育施設（企業主導型保育事業）	6	6	6	6	6
差（②－①）	6	20	25	36	38

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和2年度の211人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入れ定員の合計は217人であり、「需要<供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

近年の保育士不足の影響により、最も人手が必要な0歳児の確保量の積み増しが厳しくなっていることから、引き続き保育士確保のための施策を講じていきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

Ⅰ 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	98	96	95	94
3号認定(0歳)	100	98	96	95	94
②確保の内容	86	86	86	86	86
特定教育・保育施設	68	68	68	68	68
特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
認可外保育施設	6	6	6	6	6
差(②-①)	▲14	▲12	▲10	▲9	▲8

Ⅱ 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	34	33	33	32
3号認定(0歳)	35	34	33	33	32
②確保の内容	51	60	60	63	63
特定教育・保育施設	51	60	60	63	63
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	16	26	27	30	31

Ⅲ 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	46	45	44	44	43
3号認定(0歳)	46	45	44	44	43
②確保の内容	44	44	44	44	44
特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲2	▲1	0	0	1

Ⅳ 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17	16	16	16	16
3号認定(0歳)	17	16	16	16	16
②確保の内容	12	12	12	12	12
特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲5	▲4	▲4	▲4	▲4

Ⅴ 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	4	5
3号認定(0歳)	5	5	5	4	5
②確保の内容	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	4	4	4	5	4

Ⅵ 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8	8	7	7	7
3号認定(0歳)	8	8	7	7	7
②確保の内容	15	15	15	21	21
特定教育・保育施設	9	9	9	15	15
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	7	7	8	14	14

(3)－②3号認定<1・2歳>

【対象】

- ・3号認定の子ども（1・2歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	669	660	666	652	641
3号認定(1・2歳)	669	660	666	652	641
②確保の内容 （提供可能量）	709	709	709	739	739
特定教育・保育 施設(保育所)	544	544	544	496	496
特定教育・保育 施設(認定こども園)	104	104	104	182	182
特定地域型保 育事業(小規模 保育事業)	38	38	38	38	38
特定地域型保 育事業(事業所 内保育事業)	9	9	9	9	9
認可外保育施 設(企業主導型 保育施設)	14	14	14	14	14
差(②-①)	40	49	43	87	98

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和2年度の669人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入れ定員の合計は709人であり、「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	301	297	299	293	288
3号認定(1・2歳)	301	297	299	293	288
②確保の内容	253	253	253	253	253
特定教育・保育施設	213	213	213	213	213
特定地域型保育事業	26	26	26	26	26
認可外保育施設	14	14	14	14	14
差(②-①)	▲48	▲44	▲46	▲40	▲35

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	108	107	108	105	104
3号認定(1・2歳)	108	107	108	105	104
②確保の内容	170	170	170	176	176
特定教育・保育施設	170	170	170	176	176
特定地域型保育事業	-	-	--	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	62	63	62	71	72

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	147	145	147	144	141
3号認定(1・2歳)	147	145	147	144	141
②確保の内容	142	142	142	142	142
特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲5	▲3	▲5	▲2	1

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	67	66	66	65	64
3号認定(1・2歳)	67	66	66	65	64
②確保の内容	55	55	55	55	55
特定教育・保育施設	55	55	55	55	55
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲12	▲11	▲11	▲10	▲9

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
3号認定(1・2歳)	11	11	11	11	11
②確保の内容	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	19	19	19	19	19

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	34	35	34	33
3号認定(1・2歳)	35	34	35	34	33
②確保の内容	59	59	59	83	83
特定教育・保育施設	50	50	50	74	74
特定地域型保育事業	9	9	9	9	9
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	24	25	24	49	50

(3)－③3号認定<保育利用率>

子ども・子育て支援事業計画では、都市部を中心とする待機児童の存在が満3歳未満の子どもに多いことを踏まえ、満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることとされています。

具体的には、計画期間内の各年度における3号認定の「確保の内容」を満3歳未満の子どもの推計児童数で割ることにより算出します。

本市の「保育利用率」は、以下のとおりとなっています。

【満3歳未満の子どもの推計児童数（推計人口）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 (0～2歳)	2,165	2,128	2,127	2,089	2,058

【3号認定の確保の内容（供給計画）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定の確保 の内容 (保育提供可能量)	930	939	939	974	974
0歳	217	226	226	235	235
1・2歳	709	709	709	739	739

【0～2歳の保育利用率】

（単位：％）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	42.8	43.9	44.0	46.6	47.3

保育利用率は、0～2歳児の保育提供可能量の拡充等により、令和2年度の42.8%から、令和6年度には47.3%と4.5ポイント上昇する見込みです。

2 地域子ども・子育て支援事業

●量の見込み、確保の内容及び実施時期の設定に対する考え方

国の基本指針等を踏まえ、現在の地域の子育て支援事業等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』及び『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。

また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、事業別の教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域の対象となる子どもの数の推計から求め、同様に確保の内容は各区域で提供可能な各事業の量を合計したのになります。しかしながら、現実には居住区域外での事業の利用があるため、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態とは一致しない場合があります。

以上を踏まえ、各事業に設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次ページ以降のとおりとなります。

<掲載している地域子ども・子育て支援事業の一覧>

番号	地域子ども・子育て支援事業の名称	教育・保育提供区域
(1)	延長保育事業	基本型（6区域）
(2)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
(4)	地域子育て支援拠点事業	市全域
(5)	一時預かり事業	①（幼稚園型）＜預かり保育事業＞ ②（幼稚園型以外）
		基本型（6区域） 市全域
(6)	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）	市全域
(8)	利用者支援事業	市全域
(9)	妊婦健康診査	市全域
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
(11)	養育支援訪問事業	① 養育支援訪問事業 ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
		市全域 市全域
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
(13)	多様な事業者の参入促進 ・能力活用事業	① 新規参入施設等への巡回支援 ② 認定こども園特別支援教育・保育経費
		市全域 市全域

(1) 延長保育事業

【対象】

- ・ 保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

- ・ 保育の必要性の認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,031	1,009	983	969	954
②確保の内容 （提供可能量）	1,031 (21 か所)	1,009 (21 か所)	983 (21 か所)	969 (22 か所)	954 (22 か所)
特定教育・保育施設 （保育所）	(16 か所)	(16 か所)	(16 か所)	(15 か所)	(15 か所)
特定教育・保育施設 （認定こども園）	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(4 か所)	(4 か所)
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

市内の全ての特定教育・保育施設及び小規模保育事業所で当該事業を実施し、保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状態となっています。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	470	460	448	442	435
②確保の内容	470 (8 か所)	460 (8 か所)	448 (8 か所)	442 (8 か所)	435 (8 か所)
特定教育・保育施設	(6 か所)	(6 か所)	(6 か所)	(6 か所)	(6 か所)
特定地域型保育事業	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

II 富士岡地区

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	173	170	165	163	160
②確保の内容	173 (3 か所)	170 (3 か所)	165 (3 か所)	163 (3 か所)	160 (3 か所)
特定教育・保育施設	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)
特定地域型保育事業	(- か所)	(- か所)	(- か所)	(- か所)	(- か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

III 原里地区

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	214	209	204	201	198
②確保の内容	214 (5 か所)	209 (5 か所)	204 (5 か所)	201 (5 か所)	198 (5 か所)
特定教育・保育施設	(4 か所)	(4 か所)	(4 か所)	(4 か所)	(4 か所)
特定地域型保育事業	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	103	101	98	96	95
②確保の内容	103 (2 か所)	101 (2 か所)	98 (2 か所)	96 (2 か所)	95 (2 か所)
特定教育・保育施設	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	20	20	20	19
②確保の内容	21 (1 か所)	20 (1 か所)	20 (1 か所)	20 (1 か所)	19 (1 か所)
特定教育・保育施設	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50	49	48	47	47
②確保の内容	50 (2 か所)	49 (2 か所)	48 (2 か所)	47 (3 か所)	47 (3 か所)
特定教育・保育施設	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(3 か所)	(3 か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

【対象】

- ・小学校就学児童

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【教育・保育提供区域】

小学校区

【量の見込みと確保の内容 (市全域)】

(単位：人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,169	1,209	1,256	1,282	1,311
小学 1～3 年生	976	1,007	1,048	1,063	1,083
小学 1 年生	387	399	415	419	428
小学 2 年生	320	330	344	348	355
小学 3 年生	269	278	289	296	300
小学 4～6 年生	193	202	208	219	228
小学 4 年生	143	149	154	161	166
小学 5 年生	34	36	37	38	41
小学 6 年生	16	17	17	20	21
②確保の内容 (提供可能量)	1,217	1,277	1,317	1,317	1,317
差(②-①)	48	68	61	35	6

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和 6 年度の年間 1,311 人に対し、確保の内容は 1,317 人であり、「需要＜供給」となっています。

第一期計画期間中は、入所率の増加による需要増が続いており、今後も需要が横ばいから微増となると推測されることから、需要状況に対応する供給体制の確保に努めます。

また、現在実施している放課後子供教室※との一体型の連携を引き続き実施し、放課後や週末等における安全かつ安心な居場所づくりを推進するとともに、総合的な放課後対策について検討を進めます。

※放課後子供教室とは・・・

小学校敷地等で放課後や週末の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。具体的には、放課後（土・日を含む）の時間帯に、1 校区 20～40 人程度の児童が、造形活動、スポーツ、読書、学習支援等の様々な活動に児童が取り組めるよう、学校施設（会議室、体育館、図工室）のほか、近隣の市役所支所や公民館等で協働活動支援員等が児童の指導、見守りを行う事業です。

<参考>放課後子ども教室の設置数

(単位: 校区・箇所)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
子供教室開級 小学校区数	8	8	8	8	8
一体型の放課後 児童クラブ・放課 後子供教室数	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保の内容 (教育・保育提供区域別)】

I 御殿場小学校区

(単位: 人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	269	279	287	283	287
②確保の内容	160	160	160	160	160
差(②-①)	▲109	▲119	▲127	▲123	▲127

II 東小学校区

(単位: 人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	92	96	98	102	103
②確保の内容	143	143	143	143	143
差(②-①)	51	47	45	41	40

III 御殿場南小学校区

(単位: 人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	162	166	175	179	184
②確保の内容	224	264	264	264	264
差(②-①)	62	98	89	85	80

IV 富士岡小学校区

(単位: 人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	121	126	131	136	137
②確保の内容	61	81	81	81	81
差(②-①)	▲60	▲45	▲50	▲55	▲56

V 神山小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	78	78	82	87	89
②確保の内容	149	149	149	149	149
差(②-①)	71	71	67	62	60

VI 原里小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	128	134	139	144
②確保の内容	185	185	185	185	185
差(②-①)	65	57	51	46	41

VII 朝日小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	111	114	116	119
②確保の内容	99	99	99	99	99
差(②-①)	▲5	▲12	▲15	▲17	▲20

VIII 玉穂小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	125	128	132	137	142
②確保の内容	90	90	90	90	90
差(②-①)	▲35	▲38	▲42	▲47	▲52

IX 印野小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	36	38	40	42
②確保の内容	48	48	48	48	48
差(②-①)	12	12	10	8	6

X 高根小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	61	65	63	64
②確保の内容	58	58	98	98	98
差(②-①)	▲4	▲3	33	35	34

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

- ・保護者の疾病等の理由により家庭において教育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容 （提供可能量）	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ調査の結果では、当該事業の需要はありませんでしたが、保護者のニーズの把握を行い、必要に応じて広域利用を含めた事業実施の可能性を検討していきます。



(4) 地域子育て支援拠点事業

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～2歳児）

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	32,676	32,112	32,100	31,524	31,056
②確保の内容 （提供可能量）	90,020	90,020	90,020	90,020	90,020
地域子育て支援 拠点事業	87,440	87,440	87,440	87,440	87,440
その他※	2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
差(②-①)	57,344	57,908	57,920	58,496	58,964

※「その他」とは、地域子育て支援拠点事業に準じた取組を表す。

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和2年度の年間 32,676 人回に対し、確保の内容が大きく上回っており、「需要<供給」となっています。

確保の内容は、各施設の収容可能な児童数を計上しているため、現在の利用実績を超える数字となっています。そのため、利用の実態と一致しないことがあります。年間を通じて保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状況となっています。

引き続き、多様なニーズに応えるために、地域の子育て支援団体との連携を図り、情報の集約・提供を実施するとともに、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場として気軽に参加できる場を提供します。

(5) 一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした「幼稚園型」とそれ以外のものがあります。

①一時預かり事業（幼稚園型）＜預かり保育事業＞

【対象】

- ・幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）の在園児

【事業内容】

- ・幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）の在園児に対し、通常の利用時間以外に保育を行います。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	22,264	21,728	20,724	20,510	20,159
1号認定	2,086	2,036	1,942	1,922	1,889
2号認定 (教育を希望)	20,178	19,692	18,782	18,588	18,270
②確保の内容 (提供可能量)	35,500 (10 か所)	35,500 (10 か所)	35,500 (10 か所)	35,500 (10 か所)	35,500 (10 か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)
特定教育・保 育施設(認定こ ども園)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)	2,000 (1 か所)
その他※	33,500 (9 か所)	33,500 (9 か所)	33,500 (9 か所)	33,500 (9 か所)	33,500 (9 か所)
特定教育・保 育施設(幼稚園)	13,700 (7 か所)	13,700 (7 か所)	13,700 (7 か所)	13,700 (7 か所)	13,700 (7 か所)
私学助成を受 ける幼稚園	19,800 (2 か所)	19,800 (2 か所)	19,800 (2 か所)	19,800 (2 か所)	19,800 (2 か所)
差(②-①)	13,236	13,772	14,776	14,990	15,341

※「その他」とは、一時預かり事業（幼稚園型）に準じた取組を表す。

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和 2 年度の年間 22,264 人日に対し、確保の内容は 35,500 人日であり、「需要＜供給」の状態となっています。

教育・保育提供区域別でみると、印野地区及び高根地区では不足が生じている状態になっていますが、居住区域外の施設の利用等により各園における対応はできていると考えられます。

平成 31 年度から就労要件を含めた公立幼稚園での預かり保育が正式に開始されるなど、預かり保育を取り巻く環境が従前より整ってきていることから、保護者のニーズを注視しつつ、事業のさらなる効率的な実施について検討していきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	10,115	9,871	9,415	9,318	9,158
1号認定	948	925	882	873	858
2号認定 （教育を希望）	9,167	8,946	8,533	8,445	8,300
②確保の内容 （提供可能量）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）
一時預かり事業 （幼稚園型）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）
特定教育・ 保育施設	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）
その他※	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）	22,500 （3 か所）
特定教育・ 保育施設	2,700 （1 か所）	2,700 （1 か所）	2,700 （1 か所）	2,700 （1 か所）	2,700 （1 か所）
私学助成を受 ける幼稚園	19,800 （2 か所）	19,800 （2 か所）	19,800 （2 か所）	19,800 （2 か所）	19,800 （2 か所）
差(②-①)	12,385	12,629	13,085	13,182	13,342

II 富士岡地区

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	3,854	3,761	3,587	3,551	3,490
1号認定	361	352	336	333	327
2号認定 （教育を希望）	3,493	3,409	3,251	3,218	3,163
②確保の内容 （提供可能量）	3,900 （3 か所）	3,900 （3 か所）	3,900 （3 か所）	3,900 （3 か所）	3,900 （3 か所）
一時預かり事業 （幼稚園型）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）
特定教育・ 保育施設	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）	2,000 （1 か所）
その他※	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）
特定教育・ 保育施設	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）	1,900 （2 か所）
私学助成を受 ける幼稚園	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）
差(②-①)	46	139	313	349	410

Ⅲ 原里地区

(単位：人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	4,348	4,244	4,047	4,005	3,937
1号認定	407	398	379	375	369
2号認定 (教育を希望)	3,941	3,846	3,668	3,630	3,568
②確保の内容 (提供可能量)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他※	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)
特定教育・ 保育施設	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)	5,200 (3 か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	852	956	1,153	1,195	1,263

Ⅳ 玉穂地区

(単位：人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,351	2,295	2,189	2,166	2,130
1号認定	220	215	205	203	200
2号認定 (教育を希望)	2,131	2,080	1,984	1,963	1,930
②確保の内容 (提供可能量)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他※	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)
特定教育・ 保育施設	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)	3,900 (1 か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	1,549	1,605	1,711	1,734	1,770

V 印野地区

(単位：人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	486	473	452	447	439
1号認定	46	44	43	42	41
2号認定 (教育を希望)	440	429	409	405	398
②確保の内容 (提供可能量)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他※	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲486	▲473	▲452	▲447	▲439

VI 高根地区

(単位：人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,110	1,084	1,034	1,023	1,005
1号認定	104	102	97	96	94
2号認定 (教育を希望)	1,006	982	937	927	911
②確保の内容 (提供可能量)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他※	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲1,110	▲1,084	▲1,034	▲1,023	▲1,005

2 地域子ども・子育て支援事業（5）－② 一時預かり事業（幼稚園型以外）

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

※「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）」及び「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）」を含みます。

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～5 歳児）

【事業内容】

- ・家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児に、保育所及び認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	10,880	10,655	10,401	10,254	10,090
②確保の内容 （提供可能量）	13,335 (23 か所)	13,291 (23 か所)	13,241 (23 か所)	13,212 (23 か所)	13,180 (23 か所)
i-1 一時預かり事業(幼稚園型以外)	10,395 (17 か所)	10,395 (17 か所)	10,395 (17 か所)	10,395 (17 か所)	10,395 (17 か所)
特定教育・保育施設(保育所)	8,625 (15 か所)	8,625 (15 か所)	8,625 (15 か所)	8,565 (14 か所)	8,565 (14 か所)
特定教育・保育施設(認定こども園)	1,770 (2 か所)	1,770 (2 か所)	1,770 (2 か所)	1,830 (3 か所)	1,830 (3 か所)
i-2 その他※	810 (6 か所)	810 (6 か所)	810 (6 か所)	810 (6 か所)	810 (6 か所)
特定教育・保育施設(保育所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)
特定地域型保育事業(小規模保育事業)	360 (3 か所)	360 (3 か所)	360 (3 か所)	360 (3 か所)	360 (3 か所)
特定地域型保育事業(事業所内保育)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)
認可外保育施設(簡易保育施設)	400 (1 か所)	400 (1 か所)	400 (1 か所)	400 (1 か所)	400 (1 か所)
ii 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
iii 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	2,130	2,086	2,036	2,007	1,975
差(②-①)	2,455	2,636	2,840	2,958	3,090

※「その他」とは、一時預かり事業（幼稚園型以外）に準じた取組を表す。

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和2年度の年間 10,880 人日に対し、確保の内容は 13,335 人日であり、「需要<供給」となっています。

事業について年間を通してみると、保護者のニーズを満たしていますが、一時預かり事業では、保育士の配置状況や利用希望日の集中等により、保護者が希望した日に利用できない状況も有り得と考えられます。

こうした状況に対応するため、保育士の確保等により、保護者が希望する日に利用できるような事業の実施に努めます。また、保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、事業のさらなる周知等に努めます。



(6) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

※「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])」を含みます。

【対象】

- ・保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども (0～5歳児)

【事業内容】

- ・急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを保育所等の専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容 (教育・保育提供区域[市全域])】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	569	557	542	535	526
②確保の内容 (提供可能量)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)
病児・病後児保育事業	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)
特定教育・保育施設(保育所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)	4,080 (4か所)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])	0	0	0	0	0
差(②-①)	3,511	3,523	3,538	3,545	3,554

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和2年度の年間 569 人日に対し、確保の内容は年間 4,080 人日であり、「需要<供給」となっています。

保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

【対象】

- ・小学校就学児童

【事業内容】

- ・子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受ける事を希望する者（委託会員）と、援助を行うことを希望する者（受託会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,623	3,508	3,412	3,307	3,217
②確保の内容 （提供可能量）	3,623	3,508	3,412	3,307	3,217
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者の希望に応じたサービスの提供が可能な状態になっています。

ニーズ調査の結果において一定割合の利用意向があったものの、利用割合が高くなかったことから、事業のさらなる周知を図るとともに、保護者が利用しやすい環境の整備や受託会員の安定的な確保に引き続き努めます。



(8) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
その他	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容 （提供可能量）	2	2	2	2	2
その他	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

※「その他」とは、利用者支援事業（一般型又は特定型）に準じた取組を表します。

【確保の方策】

＜その他＞

市担当部署の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所等や各種の保育サービスに関する情報提供・利用に向けての支援を行います。

情報の提供や発信にあたっては、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

＜母子保健型＞

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等専門職が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

(単位：人、人回)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み					
実人数	1,059	1,036	1,014	1,004	990
健診回数※	11,649	11,396	11,154	11,044	10,890
②確保の内容 (提供可能量)					
実人数	1,059	1,036	1,014	1,004	990
健診回数※	11,649	11,396	11,154	11,044	10,890
差(②-①)					
実人数	0	0	0	0	0
健診回数※	0	0	0	0	0

※「健診回数」は、実人数に 1 人当たりの平均的な健診回数（11 回）を乗じたものを表す。

【確保の方策】

母子ともに安全・安心な出産を目指し、妊婦が受診することが望ましい健康診査の回数（14 回）を受診するよう勧奨するとともに、引き続き受診の支援に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康管理や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	722	706	691	684	675
②確保の内容 (提供可能量)	722	706	691	684	675
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

訪問に従事する人員を確保し、全戸訪問に努めるとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行います。

また、事業の実施に際して、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。



(11) 養育支援訪問事業

※「養育支援訪問事業」と「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」があります。

① 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容 （提供可能量）	20	20	20	20	20
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めるとともに、乳幼児家庭や不適切な養育状態にある家庭等に対し、訪問支援者がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等（地域ネットワーク構成員）の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

研修会の開催等を通じ、地域ネットワーク構成員の資質向上や情報の共有化を図ることにより、地域全体の機能強化のための事業を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保の内容 (提供可能量)	100	100	100	100	100
私学助成を受ける 幼稚園利用者の一 部に対する副食費 の補足給付	100	100	100	100	100
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない（私学助成を受ける）幼稚園利用者のうち低所得世帯の副食費が補足給付の対象となったことから、事業を実施し、特定教育・保育施設や特定地域型保育施設利用者との均衡を図ります。

なお、「日用品、文房具等の購入に要する費用等」に対する補足給付は、事業の実施について引き続き検討していきます。



(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※「新規参入施設等への巡回支援」と「認定こども園特別支援教育・保育経費」があります。

①新規参入施設等への巡回支援

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容 （提供可能量）	4	4	4	4	4
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

新制度後に参入してきた事業者に対して引き続き支援を継続するとともに、新たに参入する事業者があれば支援に努めていきます。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

【事業内容】

- ・私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

認定こども園に対しては、国庫補助事業より手厚い支援を市単独事業により行っています。

認定こども園で特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するために、市による補助事業を引き続き実施していくとともに、民間事業者に対する支援のあり方についても検討していきます。

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

子どもの健やかな育ちのためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育は重要です。全ての子どもの育ちを同じように保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要となります。さらに、行政や地域社会をはじめ社会全体で子ども・子育て支援を行っていくことが、子どものより良い育ちの実現につながります。

また、社会状況の変化や市民生活の多様化等に伴い、教育・保育に対するニーズは、今後さらに多様化することが予想されることから、施設・事業の規模や内容についても随時検討し、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制の整備が必要になります。

これらを踏まえ、本市では、一人一人の子どもに対する質の高い教育・保育及び地域の子育て支援が一体的に提供されるよう、次の点を重視します。

(1) 認定こども園の普及

- 認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れて教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行うという特長があります。

現在、本市には公立と私立の認定こども園が各1か所設置されていますが、ニーズ調査の結果から、今後認定こども園の需要は高まることが予想されます。

認定こども園の普及にあたっては、民間活力の活用も視野に入れ、民間事業者に対して、認定こども園に関する情報提供や補助金等の効果的な活用を促進することで、民間の既存幼稚園や保育所が認定こども園に移行するための支援を行っていくとともに、公立の保育施設についても必要に応じて認定こども園への移行について検討していきます。

- また、公立幼稚園の在園率が低下していることを踏まえ、今後は幼稚園における幼児教育の必要性・重要性に留意しながら、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」等に基づき、公立幼稚園の施設配置や定員の適正化を図っていく必要があります。その中で、認定こども園への移行等も一つの方法として検討していきます。

(2) 教育・保育の質の確保

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育・保育に関する専門的知識や技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努めます。
- 幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修のほか、平成12年度から実施している「幼稚園・保育園・小学校・中学校教職員合同研修会」、中学校区単位で実施している「幼保小中連携・一貫教育の研究」等を継続して実施し、小学校・中学校における教育へと一貫してつながるような取組を推進します。

(3) 関係機関との連携

- 教育・保育施設と地域型保育事業者が相互の連携・接続を推進するため、また、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進するため、研修の実施や職員同士で交流する場を設ける等により、情報交換等を行う機会を提供し関係機関相互の連携の強化を図ります。

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前の子どものも保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。

【産前・産後休業、育児休業明けにおける支援及び保育所等の優先利用】

- 0歳児の子どものも保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境を整えるための施策を検討します。
- 保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに保育所等の利用を希望した場合に、優先的に利用ができるような配慮を行うことで、育児休業を取得しやすい環境整備を推進します。

5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 共働き世帯が増加している現在、子育てと仕事の両立には家庭内での協力のほか、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【ハローワーク、商工会等関係機関との連携】

- 雇用の確保及び労働条件の改善を図るため、ハローワーク、静岡県、関係機関との連携に努めます。

【ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発・情報提供】

- ワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度を周知するための広報・啓発活動に努めます。

【休日保育事業の充実】

- 日曜日や祝日に仕事を持っている保護者のニーズに対応するため、保育所等における休日保育の実施を支援するとともに、休日保育を実施するための人材の確保方策を検討します。

【保育士の就労支援】

- 保育士自身の子どもが保育所を利用できない場合があり、潜在保育士の職場復帰を阻害する要因の一つとなっています。また、保育の受け皿拡大を進めるにあたり、保育の担い手の確保が喫緊の課題となってきたことを踏まえ、引き続き保育士等の子どもの優先利用を推進します。

6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の促進、障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等について、静岡県が行う施策と連携を図りながら事業を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

市では、児童虐待の早期発見・早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行うため、関係機関が連携し切れ目のない子育て支援により虐待の予防に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携強化に努めます。

①子どもの権利擁護

【体罰によらない子育ての周知】

- 体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健康診査の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発に努めます。

【ネグレクトの周知】

- 保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健康診査の機会を活用して周知していきます。

②児童虐待の発生予防・早期発見

【児童虐待の発生予防と早期発見】

- 児童虐待の発生予防と早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行っていきます。
- 乳幼児健康診査、未就園の子ども及び不就学等の子どもに関する定期的な安全確認、乳児家庭全戸訪問事業等の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。
- 市の母子福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図り、相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。
- 支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を検討します。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び相談支援機関の充実・連携強化

【子ども家庭総合支援拠点の設置推進】

- 子どもとその家庭、妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点として子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。

【要保護児童対策地域協議会の充実】

- 地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議するため、要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組の強化に努めます。
- 協議会においては、子どもの置かれた個別ケースに関し情報共有し、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的に確認していきます。
- 協議会の機能向上のため、専門的な知識や技能を有する職員の確保・育成や、構成員の資質向上のため、各種研修や講習会等への参加を通じて体制の強化を図り、協議会の効率的な運営や市の虐待相談対応における組織的な対応の確保に努めます。

【家庭児童相談の充実】

- 児童の健全な育成を図るため、家庭児童相談室に家庭相談員2名を置き、児童に関する様々な相談や指導を行います。今後も協議会の調整員や婦人相談員等との連携を深め、日々の相談業務の充実を図ります。

【民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化】

- 民生委員児童委員、主任児童委員は地域に根差した活動が必要であることから、自治会をはじめとする関係団体及び関係機関との連携をより深め、人材の確保と地域住民への制度の周知を図ります。
- 制度の周知と児童虐待防止の観点から身近な民生委員児童委員対象の研修会を開催し、連携強化を継続していきます。

【関係機関との連携強化】

- 転居ケース等における転居情報の共有や引継ぎを含め、児童相談所や市町村間の情報共有をより効率的・効果的に行うための情報共有のあり方について検討していきます。
- 市は、一時保護の実施が適当と判断した場合など、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や助言を求めるとともに、死亡事例等の重大事例が発生したときは、県と相互に協力して事例の検証を行います。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

【相談体制の充実】

- 家庭児童相談室に婦人相談員等を配置し、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。

【児童扶養手当の支給】

- 父（又は母）がいないひとり親家庭の親、あるいは父（又は母）の監護を受けられない児童の養育者に対して支給します。

【交通遺児等扶養手当の支給】

- 交通災害及び自然災害等により、両親又は両親のうち主たる生計維持者が死亡又は廃疾になったとき支給します。

【母子家庭等自立支援給付費の支給】

- 母子家庭（父子家庭）等の生活の安定や向上を図るため、自立支援教育訓練や高等職業訓練促進等を行います。
- 必要な人に必要な支援が行われるよう、事業の周知を図ります。

【母子家庭等医療費の助成】

- 母子家庭（父子家庭）等に対して医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ります。児童の受診について子ども医療との選択を可能とし、保護者の医療機関窓口での負担軽減を図っています。

【母子家庭協力員制度の活用】

- 母子家庭（父子家庭）等の自立のため、静岡県知事から委嘱された3人の協力員が担当し、必要な助言、指導を行います。

【保育所等の優先入所】

- ひとり親家庭に対する子育て・生活支援策として、ひとり親家庭の子どもが保育所等の利用を希望した場合は、優先的に利用できるよう引き続き配慮していきます。

（３）障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を推進します。また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、関係機関が一体となって各種の施策を行っていく等、療育支援体制の充実に努めます。

また、平成 27 年度に構築した御殿場市発達支援システムに基づき、発達相談センターが中核となって関係機関が連携し、「発達支援システム」を活用した支援体制の充実に努めます。

あわせて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）について、必要な支援を受けるための総合的な支援体制等の構築に係る研究の実施を検討していきます。

【障害児の教育・保育事業の充実】

- 集団生活が可能な障害児を幼稚園及び保育所等に受け入れるため、集団生活において個別指導を行いながら共に育ち合える教育・保育を提供できる体制の構築に努めます。
- 障害児については、「御殿場市就園支援委員会」又は「御殿場市障害児等保育の実施審査委員会」において処遇の検討を行います。なお、個別対応等の配慮が必要となった場合の保育士等の確保が課題となります。
- 障害のある就学児童生徒に対して、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進のため、家庭や学校と連携して療育を行う放課後等デイサービスや、サービス利用のための計画作成を行う相談支援に関する手続きを行います。

【発達障害者（児）支援体制の整備】

- 発達障害者（児）又は発達に課題のある方に対して、関係機関が連携しながら乳幼児からの一貫した支援を行うため、御殿場市発達支援システムの運用による支援等を図るとともに児童発達支援事業に関する制度の周知に努めます。
- 発達障害者（児）又は発達に課題のある方に関して、発達相談センターが中心となってアセスメント、助言を行い、機関連携及び療育的支援等へつなげていきます。
- 相談業務の一環として、知能発達検査の実施や療育的教室実施のための人員を配置します。

【発達等に関する支援事業の充実】

- 療育教室（そだちの教室）を開催し、発達に課題のある子どもの育ちを促すためのプログラムを作成するとともに、プログラム内容を家庭や園等が共有し、発達の課題や手立てについて共通認識を持てるようにします。
 - 2 歳児健康相談や 3 歳児健診などで、精神発達面や子どもとのかかわり方に不安があるといった心配がある親子に対し、幼児事後指導教室（あそぼう会）を開催し、遊びを通じて子どもの発達や育児に対する不安を軽減していきます。
 - 発音、ことばの発達、吃音などが気になる子どもについて、個別に言語指導や発音指導等を行うために通級指導教室（ことばの教室）を開催します。また、学習面の一部や生活面で苦手な点がある子どもについて、コミュニケーションを中心とした指導や心理的な安定として集中力を高める指導等を行うために通級指導教室（ひまわり教室）を開催します。
- いずれの教室も継続して保護者との個別相談を行うことで、家庭との連携を図っていきます。

【障害児等に対する経済的支援等の充実】

- 身体又は精神に重度の障害の状態があるために、日常生活において常時介護を必要とする障害児に対し障害児福祉手当を給付します。
- 障害児の日常生活を容易にするために、補装具及び日常生活用具を給付します。
- 重度心身障害児の保健向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
- 身体障害児又はその保護者が、住宅設備を当該障害児に適するように改造するための経費の一部を身体障害者住宅改造費として助成します。
- 中度・重度の心身障害児を扶養している保護者に対して、特別児童扶養手当を支給します。
- 特別児童扶養手当1級受給者の扶養者に対して、心身障害児（者）扶養手当を支給します。

【特別支援教育の充実】

- 幼稚園や小中学校を通じ、障害のある幼児・児童生徒及び通常学級等に在籍する特別な教育を希望する児童生徒等に対して、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき適切な支援を行い、就労等将来の社会生活の基礎を培います。
- 特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、学校現場ではより特別支援に精通した者及び適時な指導・支援を必要としています。このことから、特別支援教育についての研修を受けた者等による巡回相談員を配置し、学校現場のニーズに対応していきます。
- 市内の小中学校において、知的障害又は発達障害を有する児童生徒に対して、特別支援学級による教育を実施します。特別支援学級では、知的障害を有する児童生徒に対しては学力や生活力を高めることを目的として、また、発達障害を有する児童生徒に対しては自己コントロールや社会性を高めることを目的として、1学級8名までの少人数学級で、個に応じた特別な配慮のもと、手厚くきめ細やかな教育を行います。

【特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育の利用及び支援】

- 障害児・外国につながる幼児などの特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携して、当該子どもの状況について可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、必要かつ合理的な配慮を前提とした教育・保育の提供体制の確保に努めます。

また、必要に応じて、外国につながる幼児及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内や、外国語に対応できる人員の確保などを検討していき、それぞれの事情に応じた丁寧な支援ができるよう取り組んでいきます。

- 教育・保育施設、地域型保育事業者又は当該施設を設置しようとする事業者に対し、施設の設置・運営にあたり、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れに配慮するよう促します。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

駿東田方圏域で実施している協議会を、御殿場市の協議の場に位置付けます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

総合的な少子化対策を推進する一環として、また、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までと住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの利用料が無料になるとともに、新たな給付制度が創設されました。

新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」では、これまで給付の対象外であった私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育その他の事業の利用料などが給付の対象となりました。

この新たな給付について、保護者にわかりやすく情報提供するとともに、対象となる施設の意向を踏まえつつ、保護者の利便性や過誤請求・支払い防止のための取組みなどの総合的なバランスを考慮し、円滑かつ適正な給付の実施に向けた体制の整備や給付方法の検討を行っています。

また、静岡県や施設所在市町村との連携・情報共有を図り、確認や指導監督等の法に基づく事務を適切に行います。

第5章

計画推進の方策

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化等、様々な分野や社会情勢と関連しているため、その関連施策と総合的かつ一体的に推進していく必要があります。

(1) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割及び連携

- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が適切な役割分担のもとに、相互に協力しながら子育て支援を行なえるような環境を整備することが必要です。
- 子どもの健やかな育ちのために、保護者が家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。加えて、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子育て支援の中核的な役割を担っていくことが必要です。

(2) 庁内の連携や関係行政機関（他市町村、県、国）との連携

- 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化するなど、庁内で円滑な事務の実施が可能な体制を引き続き整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を図ります。

なお、体制の整備や事業の実施に際し、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意します。

- 子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、教育・保育施設の利用に関し近隣の市町村と連携するなどの広域的取組を、必要に応じて推進していきます。
- 市は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督について、静岡県と必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図ることに努めます。

特に、市が私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、必要に応じて、静岡県に対して支援を行うことを求めています。

- 市は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業等が適切かつ円滑に行われるよう、国や県と連携を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援の推進を図り、あわせて国や県に対して必要な支援を行うよう求めています。

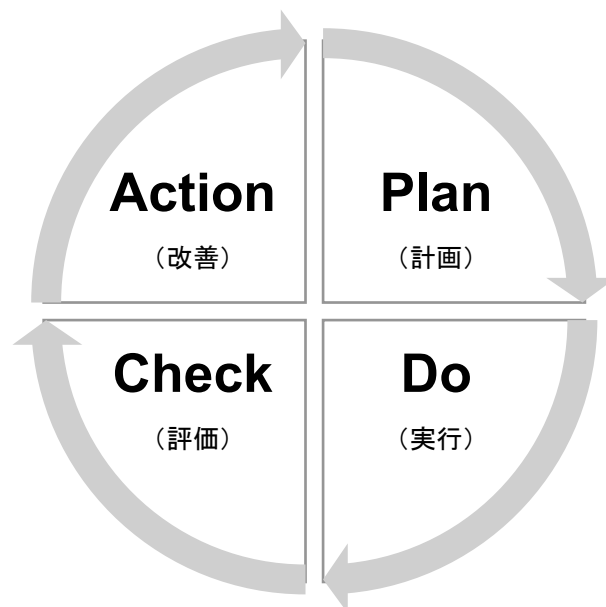
（３）計画の推進

（１）及び（２）を踏まえた上で、御殿場市子ども・子育て会議などを通じて、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴取しながら、地域社会を構成する様々な団体・機関との連携を図ることにより本計画を推進していきます。

これにより、地域及び社会全体で子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることで、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

２ 計画の進捗管理と評価

- 計画の進捗管理にあたっては、毎年度、計画に基づく事業の実施状況の把握・点検を行い、御殿場市子ども・子育て会議等において評価を実施します。
- 評価結果に基づき、速やかに改善につなげていくことで、計画の実効性を高めていきます。
- また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年以外の場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。



資料

資料

教育・保育施設、地域型保育事業一覧

令和2年3月31日現在

施設区分	区分	施設名称（事業類型）	住所
幼稚園	市立	御殿場幼稚園	御殿場市二枚橋 260-1
		富士岡幼稚園	御殿場市中清水 119
		竈幼稚園	御殿場市竈 154-1
		神山幼稚園	御殿場市神山 416-2
		原里幼稚園	御殿場市川島田 1917-2
		玉穂幼稚園	御殿場市中畑 426-1
		原里西幼稚園	御殿場市板妻 101-6
		森之腰幼稚園	御殿場市川島田 451-3
	私立	御殿場聖マリア幼稚園	御殿場市新橋 1591
		みなみ幼稚園	御殿場市萩原 1193-13
保育所	市立	東保育園	御殿場市東田中 496-1
		西保育園	御殿場市萩原 728-1
		原里第1保育園	御殿場市川島田 71-3
		原里第2保育園	御殿場市神場 646-47
		玉穂第1保育園	御殿場市茱萸沢 1322-1
		玉穂第2保育園	御殿場市中畑 1676-1
		高根第1保育園	御殿場市塚原 880-3
		高根第2保育園	御殿場市上小林 431-1
	私立	高根学園保育所	御殿場市西田中 402-8
		すみれ保育園	御殿場市竈 1237-1
		富岳保育園	御殿場市大坂 362-4
		双葉保育園	御殿場市保土沢 500-3
		萩原保育園	御殿場市萩原 477-11
		みなみ保育園	御殿場市萩原 1193-21
		とらのこ保育園	御殿場市川島田 1073-2
		みらい保育園	御殿場市新橋 1555-1
認定こども園	市立	印野こども園（保育所型）	御殿場市印野 1457-2
	私立	神山認定こども園（幼保連携型）	御殿場市神山 1692-4
地域型保育事業	私立	にじいろ保育園（小規模保育事業A型）	御殿場市東田中 1181-1
		ちびっこ園（小規模保育事業A型）	御殿場市川島田 812-1
		ちびっこ東園（小規模保育事業A型）	御殿場市西田中 4-1
		すずらん託児所（事業所内保育事業）	御殿場市上小林 1527-19

御殿場市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月10日

条例第45号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、御殿場市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 知識と経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(任期の特例)

3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

4 この条例の施行後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

5 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表 【略】

御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会設置規程

平成25年11月1日

訓令甲第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する市町村の責務に基づき、本市における子ども・子育て支援を総合的かつ効果的に推進するため、御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）の原案の策定（変更を含む。）に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者及び別表第2に掲げる組織に属する職員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、保育幼稚園課長をもって充て、副委員長は、教育総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第7号）

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令甲第8号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

保育幼稚園課長 教育総務課長

別表第2（第3条関係）

子育て支援課 保育幼稚園課 健康推進課 商工振興課 教育総務課 学校教育課

御殿場市子ども・子育て会議委員名簿

平成 30 年度委員（敬称略）

	氏名	所属等	条例区分	備考
1	滝口 勝	御殿場市保育園 保護者会連合会会長	(1)子どもの保護者	
2	天野 晶子	御殿場市立幼稚園PTA連絡協議会 (富士岡幼稚園PTA副会長)	(1)子どもの保護者	
3	勝呂 麻美	御殿場市PTA連合会 (御殿場南小学校PTA副会長)	(1)子どもの保護者	
4	百々 由美	御殿場市校長会 (東小学校校長)	(2)関係団体の代表	
5	勝又 清子	主任児童委員	(2)関係団体の代表	副会長
6	砂山 絵美	御殿場市商工会 経営支援員	(2)関係団体の代表	
7	岩瀬 詩織	御殿場農業協同組合 総務部広報課	(2)関係団体の代表	
8	山口 高弘	一般社団法人 御殿場青年会議所 副理事長	(2)関係団体の代表	
9	勝又 秀文	御殿場市民間保育園連盟 (双葉保育園園長)	(3)子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
10	吉田 公美子	市内私立幼稚園 (御殿場聖マリア幼稚園園長)	(3)子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
11	岩田 眞宗	市内地域型保育事業所 (にじいろ保育園園長)	(3)子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
12	本崎 肇	神山認定こども園 統括園長	(4)知識と経験を有する者	会長
13	永井 しづか	静岡県御殿場健康福祉センター 所長	(5)関係行政機関の職員	
14	山崎 たつ子		(6)公募による者	
15	山内 陽子		(6)公募による者	

平成31年度委員（敬称略）

	氏名	所属等	条例区分	備考
1	勝間田 浩茂	御殿場市保育園 保護者会連合会会長	(1)子どもの保護者	
2	天野 晶子	御殿場市立幼稚園PTA連絡協議会 (富士岡幼稚園PTA副会長)	(1)子どもの保護者	
3	中川 未知	御殿場市PTA連合会 (東小学校PTA副会長)	(1)子どもの保護者	
4	百々 由美	御殿場市校長会 (東小学校校長)	(2)関係団体の代表	
5	勝又 清子	主任児童委員	(2)関係団体の代表	副会長
6	砂山 絵美	御殿場市商工会 経営支援員	(2)関係団体の代表	
7	井上 郁子	御殿場農業協同組合 総務部広報課	(2)関係団体の代表	
8	山口 高弘	一般社団法人 御殿場青年会議所 副理事長	(2)関係団体の代表	
9	勝又 秀文	御殿場市民間保育園連盟 (双葉保育園園長)	(3)子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
10	吉田 公美子	市内私立幼稚園 (御殿場聖マリア幼稚園園長)	(3)子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
11	岩田 眞宗	市内地域型保育事業所 (にじいろ保育園園長)	(3)子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
12	本崎 肇	神山認定こども園 統括園長	(4)知識と経験を有する者	会長
13	永井 しづか	静岡県御殿場健康福祉センター 所長	(5)関係行政機関の職員	
14	山崎 たつ子		(6)公募による者	
15	山内 陽子		(6)公募による者	

計画の策定経過

年月日	会議名等	協議事項等
平成 30 年 11 月	子ども・子育て支援 事業ニーズ調査 (市民アンケート)	・教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出 するため、小学生までの子どもの保護者を対象に、教育・ 保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や 「今後の利用希望」を把握することを目的として実施。
12 月 17 日	平成 30 年度第 2 回 御 殿 場 市 子 ども ・ 子育て会議	・第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ 調査の実施について
令和元年 8 月 22 日	令和元年度第 1 回 御 殿 場 市 子 ども ・ 子育て支援制度庁内 推進委員会	(1)第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画について ①第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画の策定 について ②第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画改定案 ③「量の見込み」一覧表
8 月 30 日	令和元年度第 1 回 御 殿 場 市 子 ども ・ 子育て会議	(1)第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画について ①第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画の策定 について ②第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画改定案 ③「量の見込み」一覧表
10 月 23 日	第 2 回 御 殿 場 市 子 ども ・ 子育て支援制度庁内 推進委員会	(1)第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画について ①国ワークシートで算出できない「量の見込み」(案) ②「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」 の「量の見込み」と「確保方策」について(案) ③第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画(案)
10 月 28 日	第 2 回 御 殿 場 市 子 ども ・ 子育て会議	(1)第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画について ①国ワークシートで算出できない「量の見込み」(案) ②「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」 の「量の見込み」と「確保方策」について(案) ③第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画(案)
11 月 6 日	調整会議	・第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画(案)につ いて
11 月 18 日	庁議	・第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画(案)につ いて
11 月 29 日から 12 月 26 日まで	みんなの声を活かす 意見公募	・第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画(案)につ いての意見公募(パブリックコメント)
令和 2 年 1 月～2 月	子ども・子育て支援 法に基づく静岡県と の協議	・令和 2 年 1 月 23 日協議開始 ・令和 2 年 2 月 7 日協議終了
3 月	第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画策定	

用語の解説

か行

○核家族世帯

世帯の家族類型の 1 つの分類で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親又は女親と子どもから成る世帯をいう。

○家庭的保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業の 1 つ。

○教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所。

○居宅訪問型保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などで、保護者の自宅において、1 対 1 で保育を行う事業。地域型保育事業の 1 つ。

○子育て短期支援事業

児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する事業で、保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業をいう。

ショートステイ（短期入所生活援助）事業とトワイライトステイ（夜間養護等）事業がある。

○子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点で市区町村が設置するもの。

○子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第 7 条）をいう。

○コーホート変化率法

同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○事業所内保育事業

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業。地域型保育事業の1つ。子ども・子育て支援制度における事業所内保育事業は、事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものが公費の給付対象事業（特定地域型保育事業）の要件とされる。

○施設型給付

教育・保育施設を通じた共通の給付。

○小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

○食育

知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

○単独世帯

世帯の家族類型の1つの分類で、世帯員が一人だけの世帯。「単身世帯」や「シングル世帯」とも呼ばれる。

○地域型保育給付

地域型保育事業への給付。

○地域型保育事業

家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の4事業がある。子ども・子育て支援新制度において市町村の認可事業として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしている。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。児童福祉法や学校教育法等を根拠とする施設の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第31条）の両方を受けることが必要になる。施設型給付を受けず、私学助成を受ける幼稚園は含まれない。

○特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。児童福祉法を根拠とする事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第43条）の両方を受けることが必要になる。

○特別支援学級

障害があるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級で、あくまでも小学校又は中学校の学級の一つ。特別な配慮のもとに、児童生徒の実態に応じた適切な教育を行う。

○トワイライトステイ事業(夜間養護等事業)

保護者が仕事などの理由により平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合や緊急の場合に、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業をいう。子育て短期支援事業の一つ。

な行

○認可外保育施設

乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であって、県知事等が認可している保育所、幼保連携型認定こども園及び市町村長が認可している家庭的保育事業等以外のもの（保育事業の実施には県知事への届け出が義務づけられている。）。

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設をいう（認定こども園法第2条第6項）。

「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。

認定こども園では、保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる。

さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、全ての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っている。

は行

○(御殿場市)発達支援システム

発達支援に関して、市の機関の連携はもとより、県の機関、医療機関等の外部機関との連携による総合的なネットワークを形成し、ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援を可能とするシステムのこと。

本市における「発達支援システム」は、発達支援を行っていく「しくみ」や「体制」を示している。例えば、組織のあり方、各機関の連携や情報伝達のしくみ、各機関の支援業務、人材育成などが含まれる。

○非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

○病児・病後児保育事業

児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業で、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る事業をいう。次の事業類型がある。

- ・病児対応型・病後児対応型

病児・病後児を病院や保育所等の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業。

- ・体調不良児対応型

保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や子育て家庭・妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

- ・非施設型（訪問型）

病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、児童福祉法第6条の3第14項に規定する事業で、乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業をいう。平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）も対象となっている。

○保育所

児童福祉法第39条第1項に規定する施設で、保育を必要とする乳児や幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業で、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

や行

○幼稚園

学校教育法第1条に規定する施設で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを実現するための教育を行う施設をいう。

○要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2の規定により、要保護児童等への適切な支援を図るために地方公共団体が設置・運営する組織であり、関係機関、関係団体等で構成される。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：御殿場市健康福祉部保育幼稚園課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

TEL 0550 (82) 4132 / FAX 0550 (82) 4325

E-mail : hoiku@city.gotemba.lg.jp

